

基本的質問事項1（企業担当者様向け）

現在、マレーシアにおきまして、日本の法務省が「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査」を実施しております。同様の調査はすでに他国で数カ国実施されており、他国の調査と同様、日系企業ご担当者様にお時間をいただきまして、以下のアンケートへのご回答にご協力いただければと存じます。

1. 御社について

Q1-1 事業形態を教えてください。

- 現地に日系資本のみで事業所・事務所を構えている
- マレーシア企業との合併で事業所・事務所を構えている。
- 事業所・事務所はなく、現地企業に委託して事業を行わせている。
- その他()

Q1-2 現地に単独資本のみ又はマレーシア企業との合併で事業所・事務所を置いている場合、その事業所・事務所の性質を教えてください。

- 駐在員事務所
- 支店
- 内国法人(100%マレーシア資本による法人)
- 外国法人(日系資本含む外国資本が1%でも含まれる法人)
- その他()

Q1-3 その事業所・事務所の従業員(パートタイムを含む。)は何名いますか。

- 5名以下
- 6名以上20名以下
- 21名以上50名以下
- 51名以上100名以下
- 101名以上

Q1-4 資本金の額はいくらですか(日本円換算でお願いします。)

- 個人事業主であって、資本金はない。
- 100万円以下
- 100万円を超えて1000万円以下
- 1000万円を超えて5000万円以下
- 5000万円を超えて1億円以下
- 1億円を超える

2. 法的問題の実情について

Q2-1 現地にいる間に直面した法的問題・トラブルについて教えてください(複数回答可。括弧内には具体的な法的問題・トラブルの状況を記載してください。)

- 起業()
- 投資()
- 取引()
- 貿易()
- 労務()
- 債権回収()
- 撤退()
- その他()

※ 法的トラブルについてはできる限り詳細に記載してください。何卒御協力いただければ幸いです。

Q2-2 よく生起する法的問題・トラブルは、どのような法令に関連するものですか(複数回答可)。

- 民法(財産法)、商法(会社法)等の基本法
- 知的財産法(特許法、著作権法、商標法、意匠法、不正競争防止法等)
- 競争法(独占禁止法等)
- 投資関係法令
- 契約法(消費者契約法、金融商品取引法等の特殊な契約法を含む。)
- 刑事法
- その他()

Q2-3 そのような問題に直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか(複数回答可)。

- 政府のホームページ
- 公刊されている法律集や法律書
- 現地政府に直接確認する
- 在外公館やJETRO 窓口に尋ねる
- 現地法弁護士に聞く
- 現地にいる日本法弁護士に聞く
- アクセスする方法がない
- その他()

Q2-4 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

- ない。
- 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない若しくは著しく困難である。

- 法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない若しくは著しく困難である。
- その他()

Q2-5 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

- 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。
- 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある。
- 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。
- その他()

Q2-6 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

- 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる
- 判断は安定しているが、費用及び／若しくは時間がかかり、リーズナブルではない。
- 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない。
- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。
- その他()

3. 相談先について

Q3-1 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。

- 相談したことがある
- 相談したことがない

Q3-2 上記 Q3-1 で「相談したことがある」と答えた方にお聞きします。具体的には誰に相談しましたか(複数回答可)。

- 勤務先
- 保険会社
- 現地の警察など現地政府機関
- 現地のコンサルタント
- 現地資格の弁護士
- 現地の税理士・会計士事務所
- 日本大使館
- 現地 JETRO 事務所
- 現地にいる日本法弁護士
- 日本にいる日本法弁護士
- 現地の法律専門家(非弁護士)

大学等学校

その他()

4. 日本法弁護士の活用の有無について

Q4-1 上記 Q3-2 で「現地にいる日本法弁護士」に相談したことがあると答えた場合、その理由を教えてください(複数回答可)。

日本語で相談したかったから

日本人特有の事情に明るいと思ったから

日本人弁護士を紹介してもらったから

専門家に相談するのが一番だと思ったから

その他()

Q4-2 相談してみた満足感の程度を教えてください。

満足している

まあまあ満足している

満足していない

Q4-3 あなたの抱える問題の解決に当たり、日本法弁護士が効果的な支援を行った場合には、差し支えのない範囲で①弁護士の氏名及び所属と、②同弁護士が採用した具体的方策について教えてください。

①弁護士の氏名：()

②弁護士がとった具体的な解決方法：

()

Q4-4 上記 Q4-2 で「まあまあ満足している」「満足していない」と回答した場合、その理由を教えてください。

()

Q4-5 上記 Q3-2 で「現地にいる日本法弁護士」に相談したことがあると回答しなかった場合、その理由を教えてください(複数回答可)。

費用が高いから

弁護士以外に相談した

弁護士に相談するのは敷居が高い

弁護士に相談しても解決できないのではないかと思った

解決までに時間がかかる

現地での問題について詳しいとは思えないから

日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから

その他()

Q4-6 マレーシアにおいて、日本法弁護士を含む外国人弁護士の弁護士としての活動について制限があるかどうか、ご存知ですか。

知っている

知らない

制限はないと理解している

その他()

Q4-7 上記 Q4-6 で「知っている」と回答した方にお尋ねします。マレーシアにおける外国人弁護士に対し、具体的にどのような活動に制限があるとお考えか、以下のうち当てはまると考えているものを教えて下さい(複数回答可)。

訴訟代理人となることができない

訴訟外で代理人となることができない

弁護士と名乗ることができない

制限はないと理解している

知らない

その他()

5. 現地資格の弁護士(マレーシア人弁護士)の活用の有無について

Q5-1 上記 Q3-2 に関連しあらためて質問します。法的トラブルに直面した際に現地資格の弁護士に相談したことがありますか。

相談したことがある

相談したことがない

Q5-2 上記 Q5-1 で「相談したことがある」と回答した場合、その理由を教えてください(複数回答可)。

現地法の問題については現地の弁護士に相談するべきだから

日本法弁護士より詳しいと思ったから

現地の弁護士を紹介してもらったから

日本人弁護士より安価にサービスを受けられるイメージがあるから

その他()

Q5-3 上記 Q5-1 で「相談したことがある」と回答した場合、現地資格の弁護士に相談してみた満足感の程度を教えてください。

満足している

まあまあ満足している

満足していない

Q5-4 上記 Q5-3 で「まあまあ満足している」「満足していない」とした理由を教えてください(複数回答可)。

- 費用が高かった
- 日本人特有の事情に明るくなかった
- 言葉の問題で、意思疎通がうまくいかなかった
- 弁護士としてのクオリティに問題があった
- その他()

Q5-5 上記 Q5-1 で「相談したことがない」と回答した場合、その理由を教えてください(複数回答可)。

- 外国語で相談するのに抵抗があるから
- コストがかかるから
- 知っている弁護士がない
- 日本人特有の事情はわからないと思ったから
- その他()

6. 公的機関(在外公館・JETRO)による支援について

Q6-1 事業を行うに当たって抱えた法的問題・トラブルについて在外公館や JETRO に相談したことがありますか。

- 相談したことがある
- 相談したことがない

Q6-2 上記 Q6-1 で「相談したことがある」と回答された方について、具体的にどこに相談されましたか。また、その機関への相談を選択された理由を教えてください。

- 在外公館の日系企業等支援窓口
 - JETRO 現地事務所(海外展開現地支援プラットフォーム)
 - その他()
- 理由()

Q6-3 上記 Q6-1 で「相談したことがない」と回答された方について、その理由を教えてください(複数回答可)。

- 在外公館や JETRO が対応してくれることを知らなかった
- 在外公館や JETRO から遠隔地にあり、相談に行けなかった
- 公的な機関なので近寄りがたかった
- 他に相談できる場所(日本人会等)が身近にあった
- その他

7. 日本法弁護士へのアクセスについて

Q7-1 日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいですか。

- 利用したい
- 利用したくない

Q7-2 上記 Q7-1 で「利用したい」と回答した方にお聞きします。どういった料金体系を希望しますか。

- 初回無料法律相談
- 初回は30分5000円程度(約200リングット)程度まで
- 上限額が決まっている場合
- 相談する内容によるので何とも言えない

Q7-3 上記 Q7-1 で「利用したい」と回答した方にお聞きします。日本法弁護士の現地での相談について、どのような条件が整っていることを希望しますか。

- 日本法弁護士の人数がもっと増えると相談しやすい
- なるべくトラブルに巻き込まれている事を知られない方法で相談したい
- 料金体系を事前に明確に知りたい
- その他()

Q7-4 上記 Q7-1 で「利用したい」と回答した方にお聞きします。現地相談窓口がどこにあると利用しやすいと考えますか(複数回答可)。

- 日本人会
- 日本人学校
- JACTIM
- 日本大使館
- 現地の日系法律事務所
- 日本人弁護士、または日本人職員がいる現地の法律事務所
- どこでもよい
- その他

Q7-5 上記 Q7-1 で「利用したくない」と回答した方にお聞きします。窓口を利用したいと思わない理由を教えてください。

()

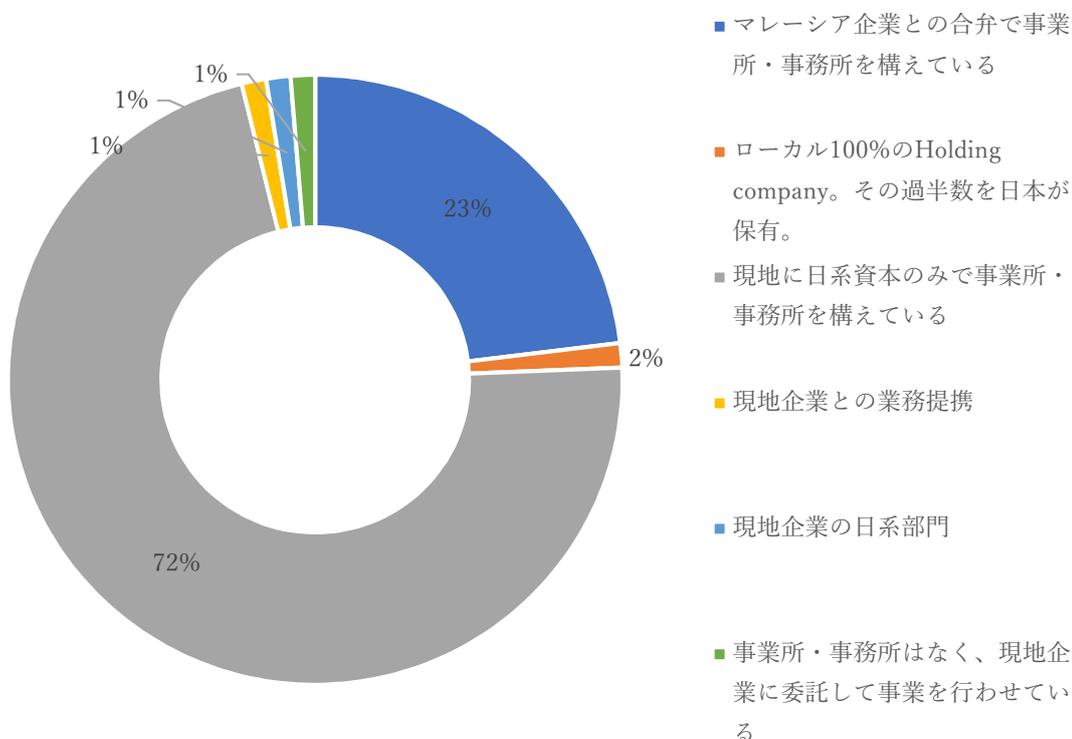
以上となります。ご回答下さり、ありがとうございました。

ご不明な点がございましたら以下までご連絡下さい。

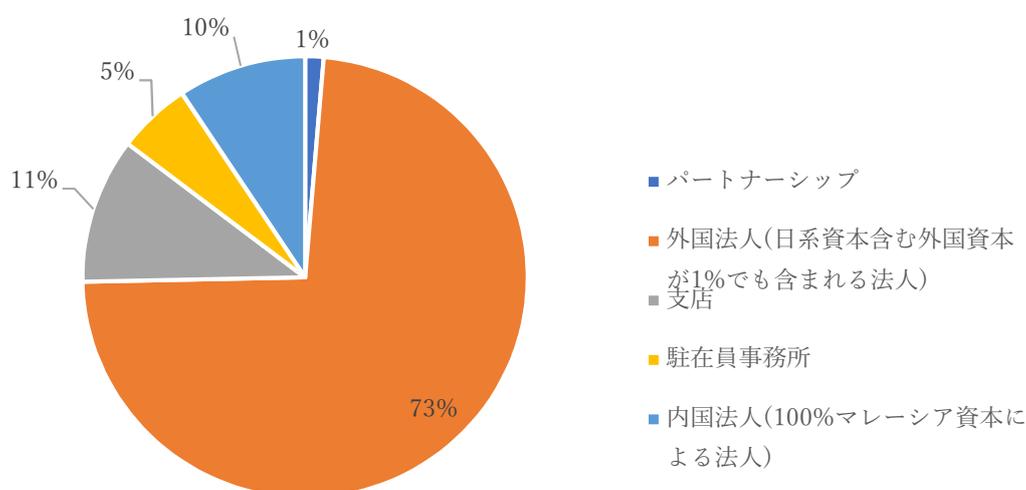
日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究受託者
三澤 充 (mmisawa@tmi.gr.jp)

別紙2 基本的質問事項1(企業担当者様向け)集計結果(回答数78)

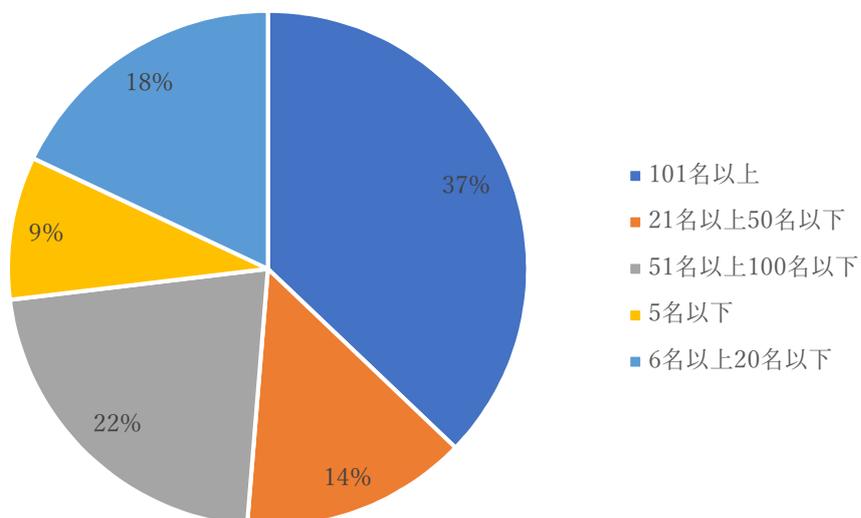
Q1-1. 事業形態を教えてください。



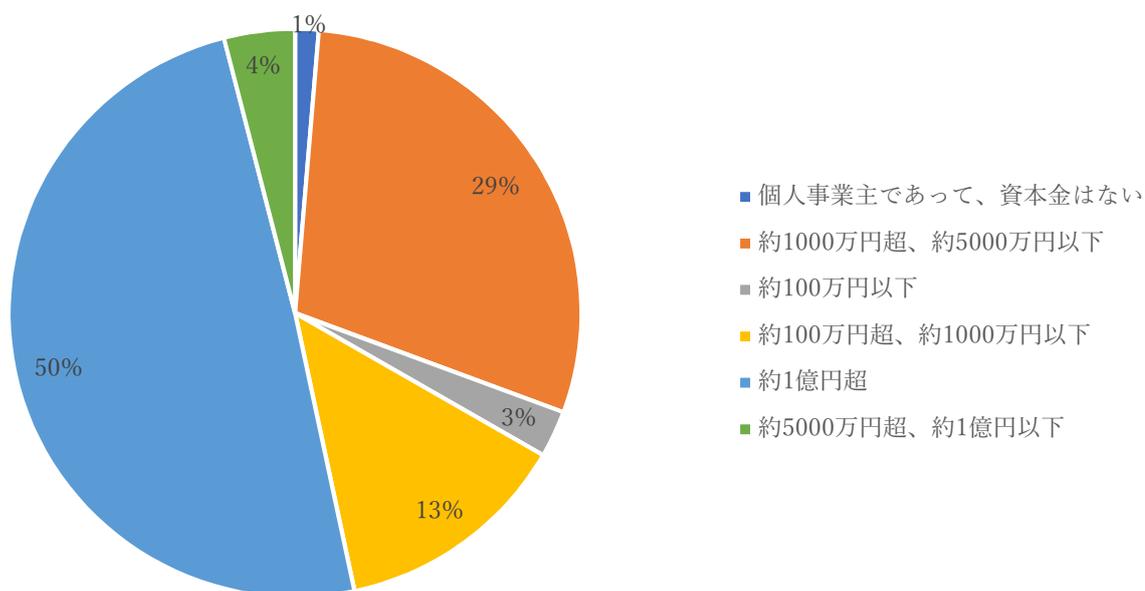
Q1-2. 現地に単独資本のみ又はマレーシア企業との合弁で事業所・事務所を置いている場合、その事業所・事務所の性質を教えてください。



Q1-3. その事業所・事務所の従業員(パートタイムを含む。)は何名いますか。



Q1-4. 資本金の額はいくらですか(日本円換算をお願いします。)



Q2-1. 現地駐在中・滞在中に直面した、又は直面している法的問題・トラブルについて教えてください(複数回答可。併せて具体的なトラブルの状況を記載してください。)。※法的トラブルについてはできる限り詳細に記載してください。何卒御協力いただければ幸いです。

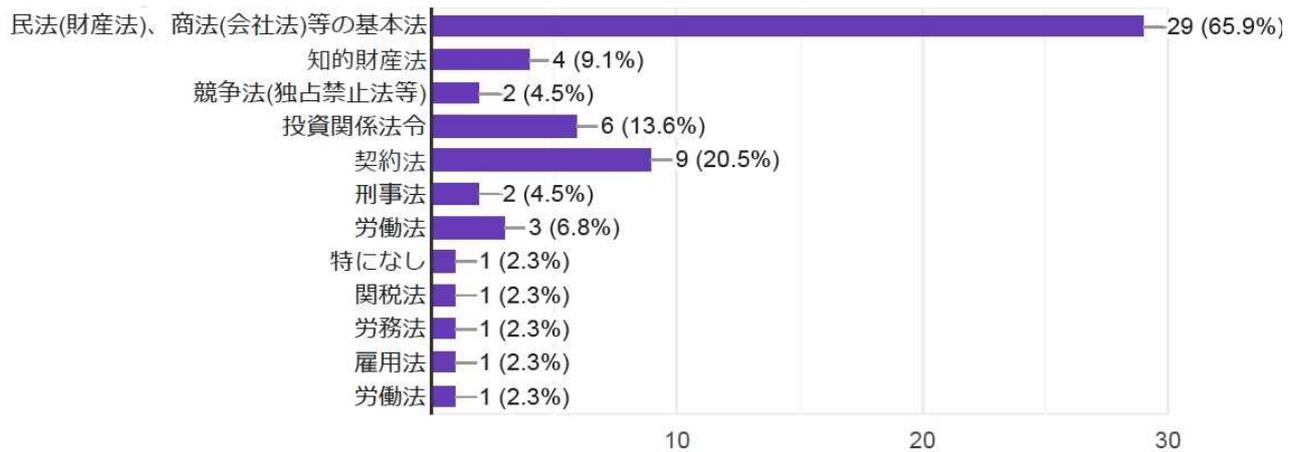


具体的な法的問題・トラブルの状況を差し支えない範囲で教えて下さい。

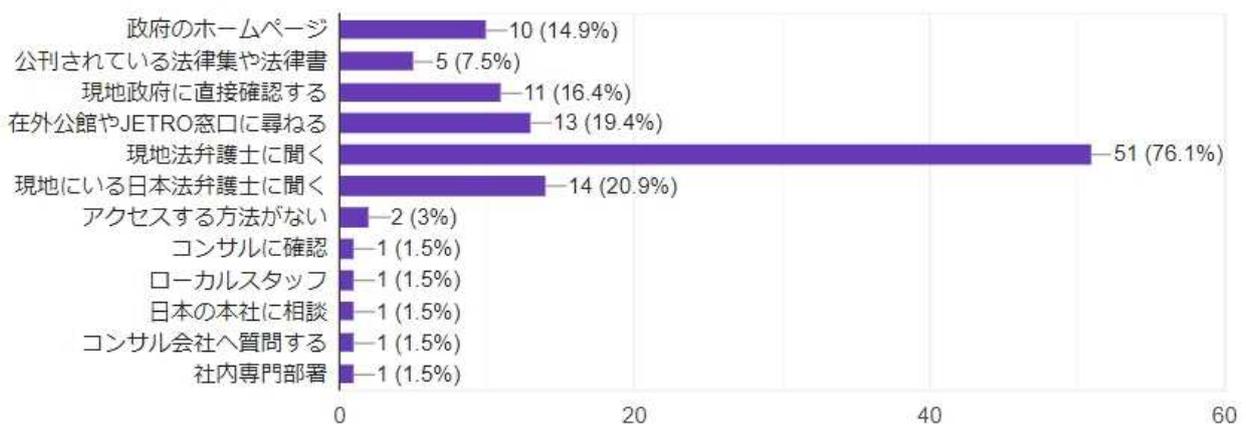
- 労務：社員の解雇、債権回収：Project 完成に伴う支払
- 労務：解雇時の問題、債権回収：過去に複数回有り
- アメリカ⇄イランに伴う貿易問題
- 労務：人員整理及び元従業員からのクレーム 債権回収：不動産賃貸契約に基づく Deposit 回収
- 米国顧客の倒産。回収不可。
- ライセンスの要不要について確認が難しい
- 労務：従業員による労務訴訟、債権回収：支払不履行
- 税制の変更
- 輸入物 HS コードの解釈
- 辞めてもらったスタッフからクレーム
- 取引：移転価格追徴課税、貿易：税関からのペナルティ、労務：外国人従業員逃亡、撤退：販売会社の清算
- 取引：サプライヤーの契約不履行、労務：解雇者の問題、債権回収：未支払い
- ビジネスライセンス、リストラ等
- 従業員の解雇に伴うもの
- 当初証券ライセンスの付与に関して当局が難色を示したため。
- 債権回収：先方が破産、回収不能。
- 投資：資本金として登記されている金額と実際投資額に差額、労務：クビにした従業員から訴えられた
- 労務：社員の定着率の悪さ、債権回収：ローカル客先の支払いの悪さ
- 債務者に返済の意思がない

- 解雇(自主退社→クレーム)
- トラブルでは無いものの課題
- 貿易：薬事法に抵触、労務：解雇、債権回収：遅延未収、撤退：デポジット未返納
- 労務：転職が多い、債権回収：政府系企業の回収が難しい
- 輸入品のマレーシア強制規格対応。

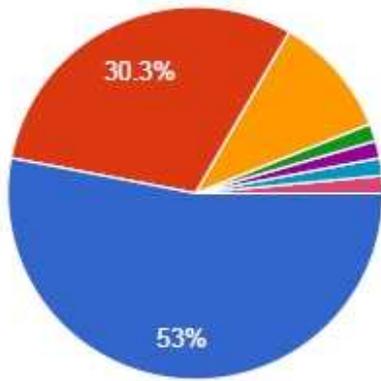
Q2-2. よく生起する法的問題・トラブルは、どのような法令に関連するものですか(複数回答可)。



Q2-3. そのような問題に直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか(複数回答可)。

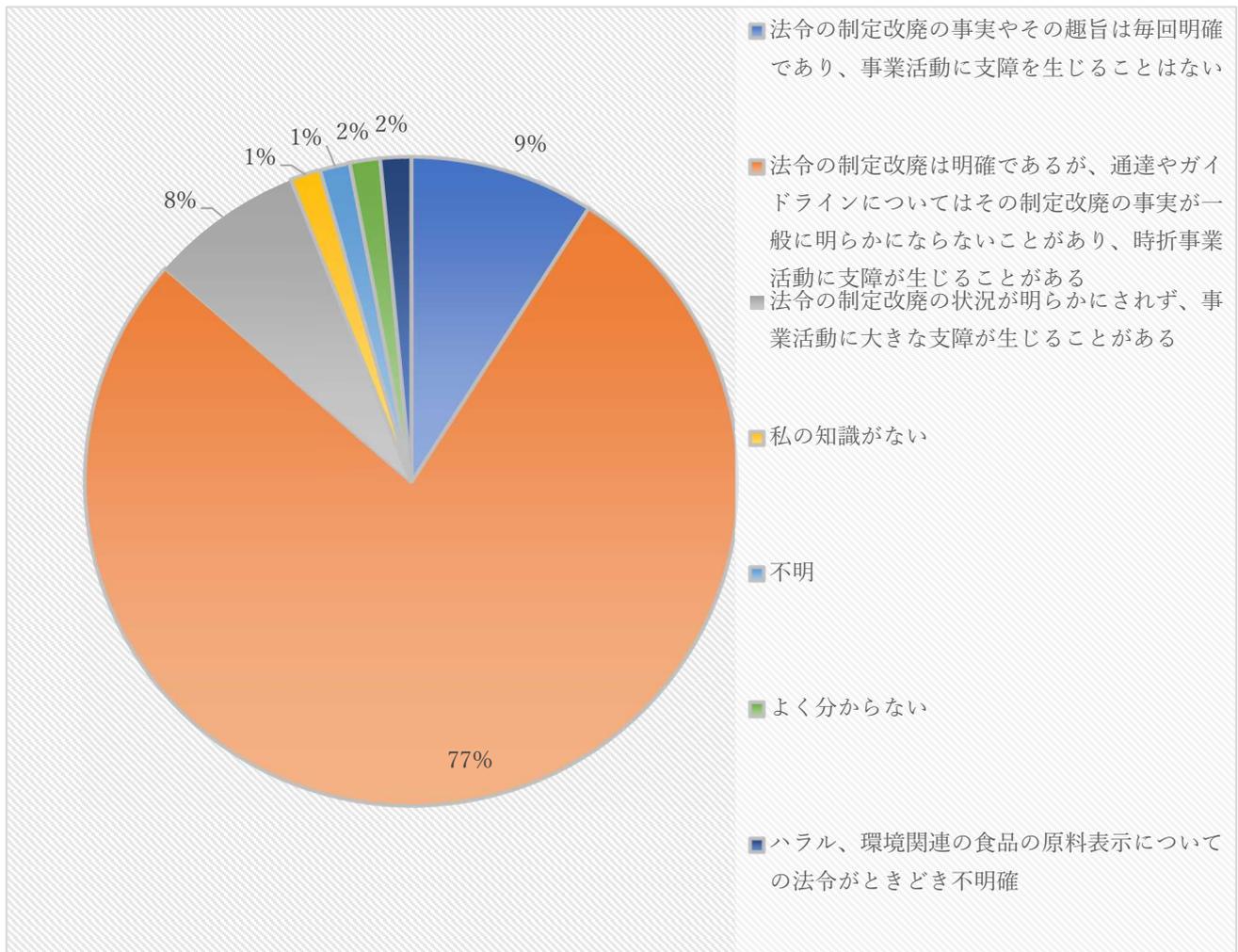


Q2-4. 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。



- ない(53%)
- 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない又は著しく困難である(30.3%)
- 法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない又は著しく困難である(10.6%)
- ローカルスタッフによる確認(1.5%)
- 不明(1.5%)
- アクセスは出来るが解釈の相違がないか不安である(1.5%)
- 調べたことが無い(1.5%)

Q2-5. 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。



- 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない
- 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある
- 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある
- 私の知識がない
- 不明
- よく分からない
- ハラル、環境関連の食品の原料表示についての法令がときどき不明確

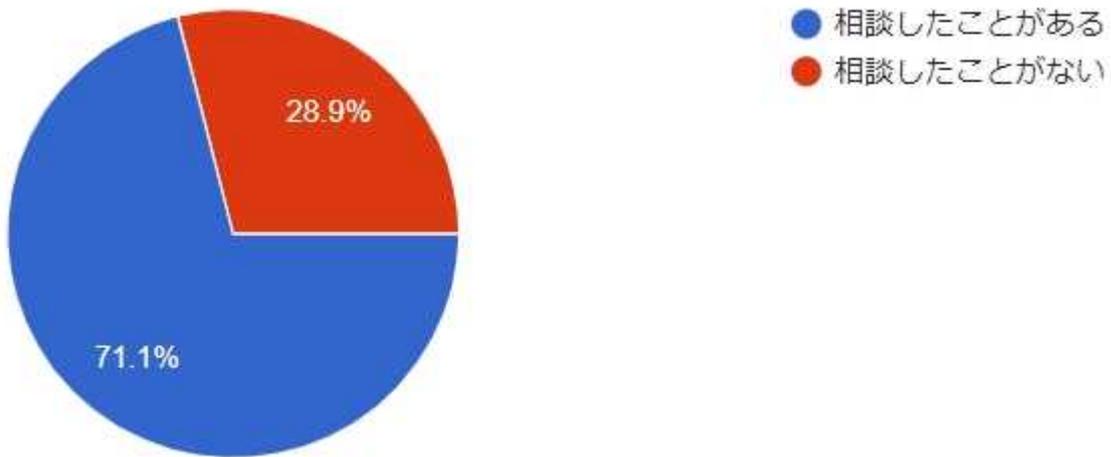
Q2-6. 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

- 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる…3人

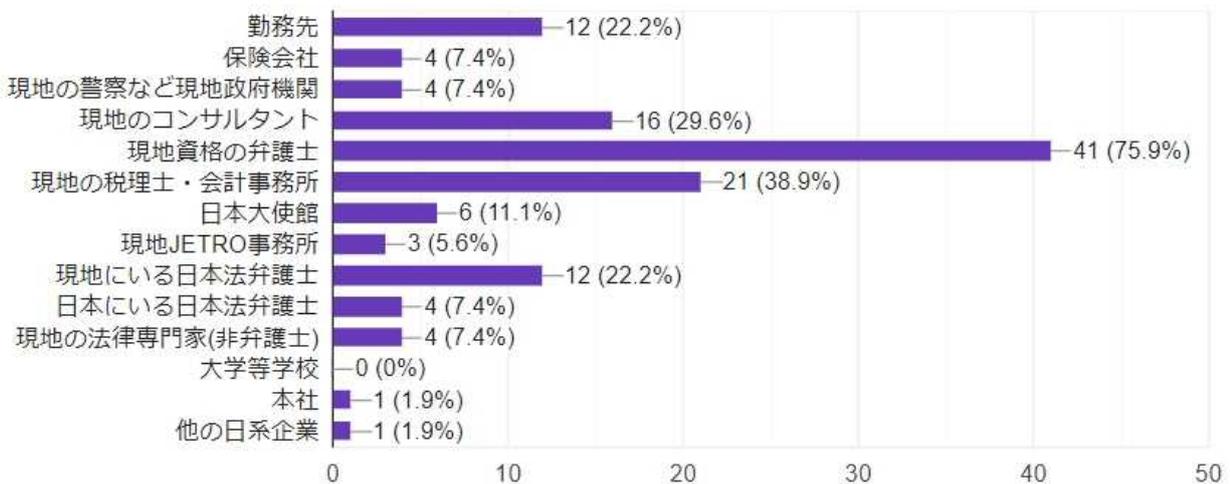
- 判断は安定しているが、費用及び／若しくは時間がかかり、リーズナブルではない…15人
- 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない…9人
- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない…13人
- わからない…6人
- 無回答…19人

1. 相談先について

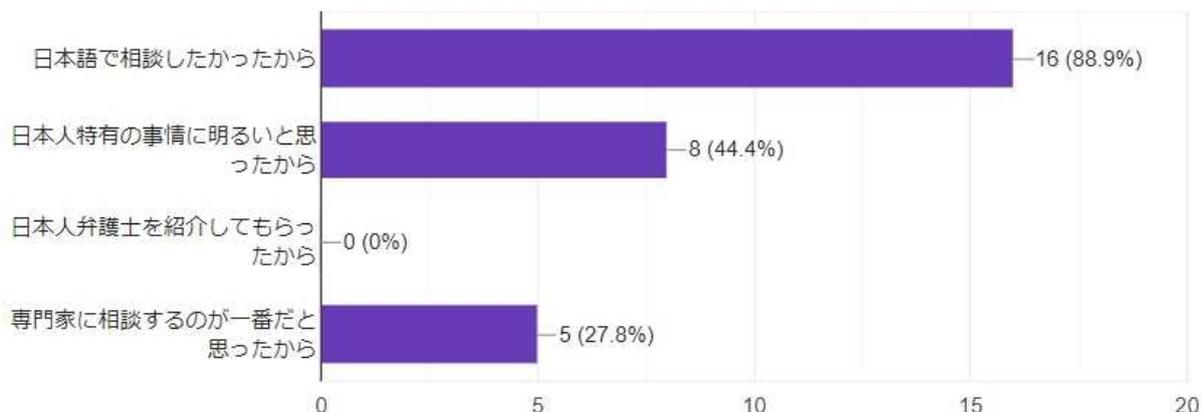
Q3-1. 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。



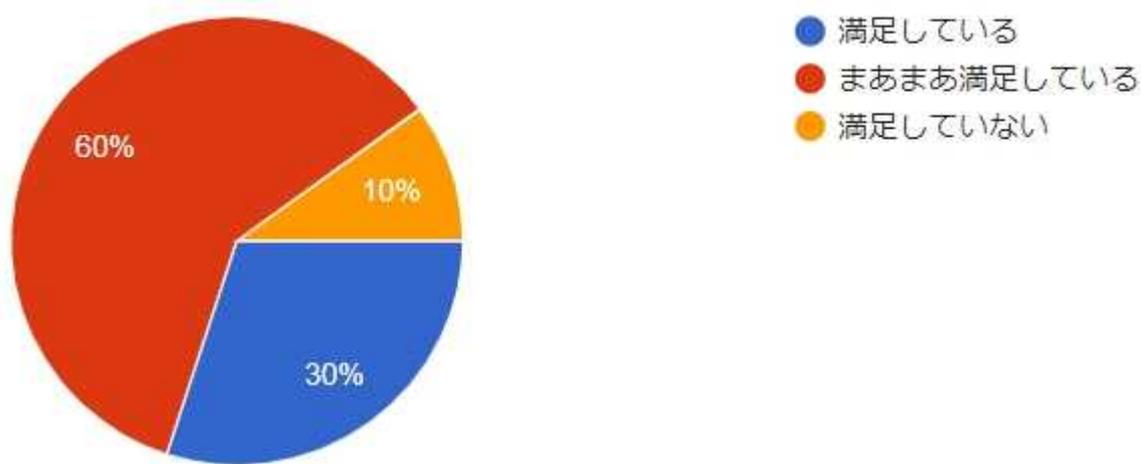
Q3-2. 上記 Q3-1 で「相談したことがある」と答えた方にお聞きします。具体的に誰に相談しましたか(複数回答可)。



Q4-1. 上記 Q3-2 で「現地にいる日本法弁護士」に相談したことがあると答えた場合、その理由を教えてください(複数回答可)。



Q4-2. 相談してみた満足感の程度を教えてください。



Q4-3. あなたの抱える問題の解決に当たり、日本法弁護士が効果的な支援を行った場合には、差し支えない範囲で弁護士の氏名及び所属と、同弁護士が採用した具体的方策について教えてください。

弁護士の氏名及び所属(1件の回答)

三澤 充氏 Chooi & Company + Cheang & Ariff 法律事務所

弁護士がとった具体的な解決方法(1件の回答)

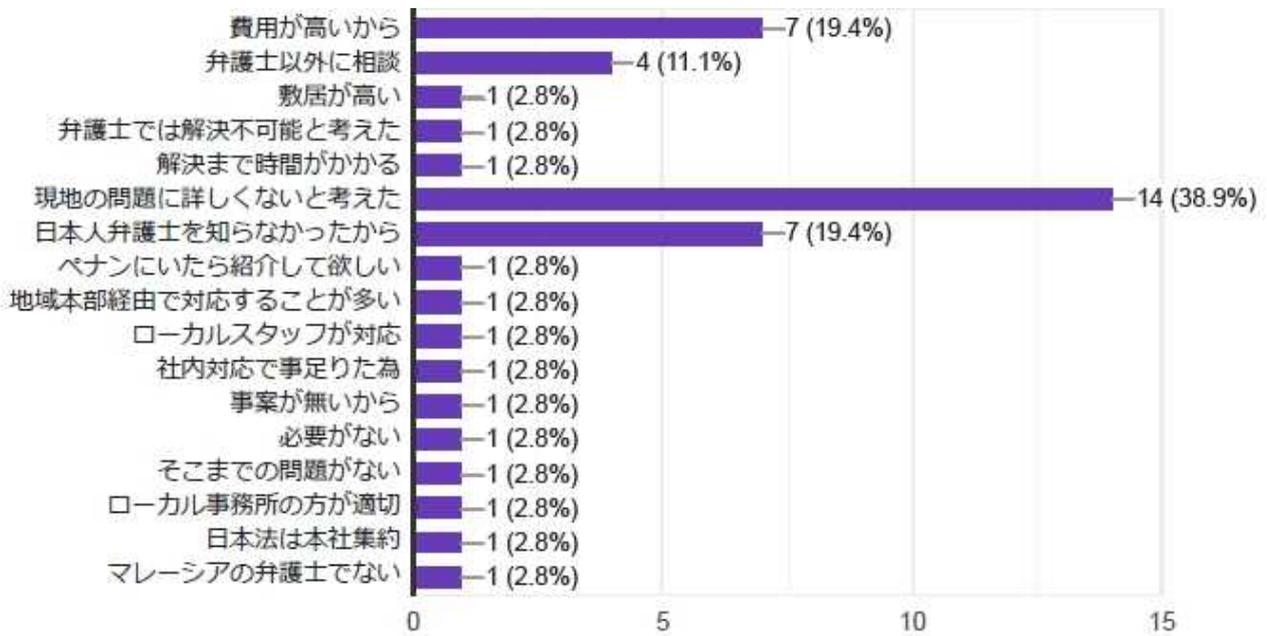
オピニオンレターの作成

Q4-4. 上記 Q4-2 で「まあまあ満足している」「満足していない」と回答した場合、その理由を教えてください。

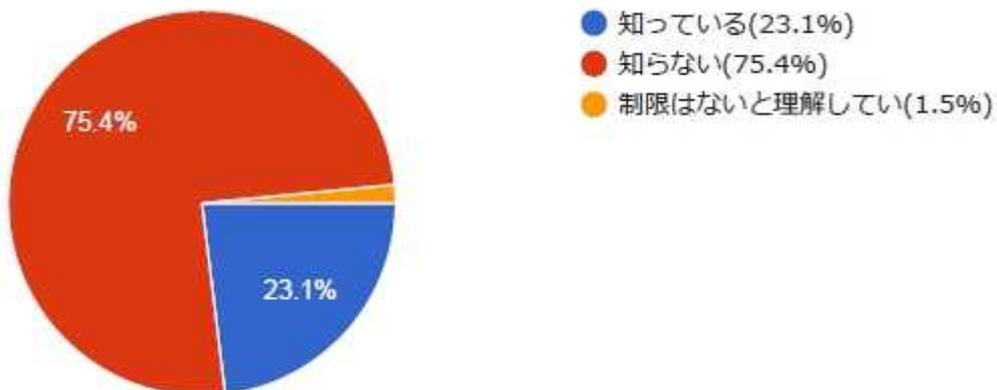
下さい。

- 一定の回答とアドバイスがあった
- 仕方がないと思うが、ハッキリした答えに到達できなかった
- 日本語での的確なアドバイスだったから
- 人によって意見がちがう時がある

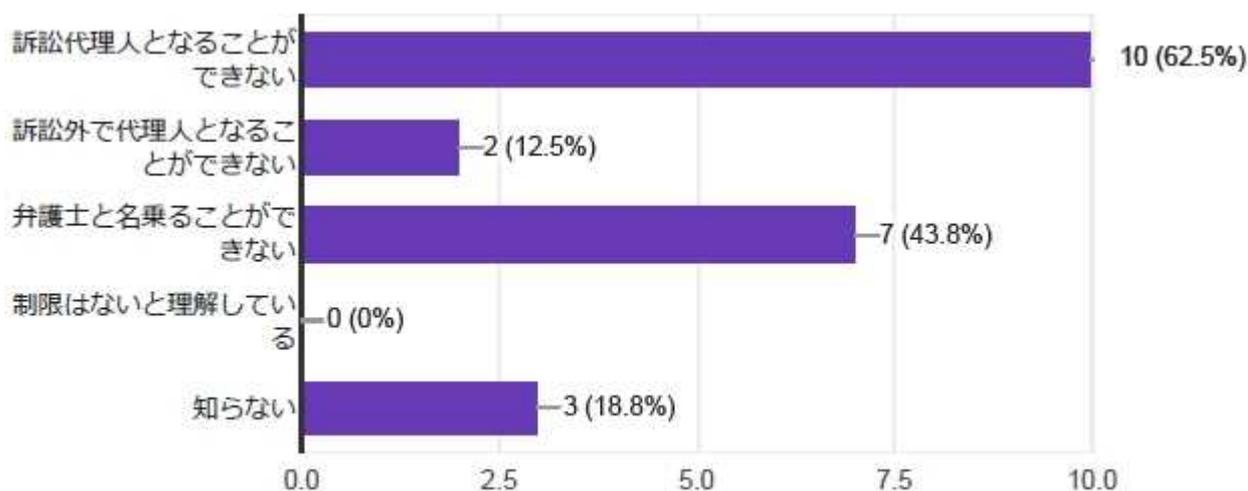
Q4-5. 上記 Q3-2 で「現地にいる日本法弁護士」に相談したことがあると回答しなかった場合、その理由を教えてください(複数回答可)。



Q4-6. マレーシアにおいて、日本法弁護士を含む外国人弁護士の弁護士としての活動について制限があるかどうか、ご存知ですか。

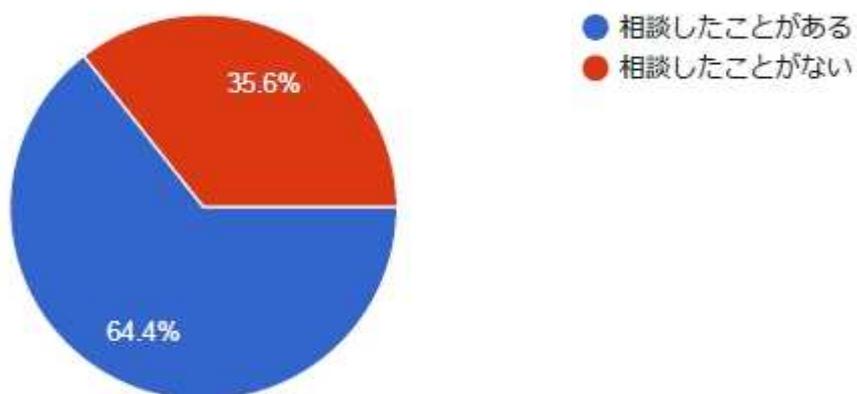


Q4-7. 上記 Q4-6 で「知っている」と回答した方にお尋ねします。マレーシアにおける外国人弁護士に対し、具体的にどのような活動に制限があるとお考えか、以下のうち当てはまると考えているものを教えて下さい(複数回答可)。



2. 現地資格の弁護士(マレーシア人弁護士)の活用の有無について

Q5-1. 上記 Q3-2 に関連しあらためて質問します。法的トラブルに直面した際に現地資格の弁護士に相談したことがありますか。



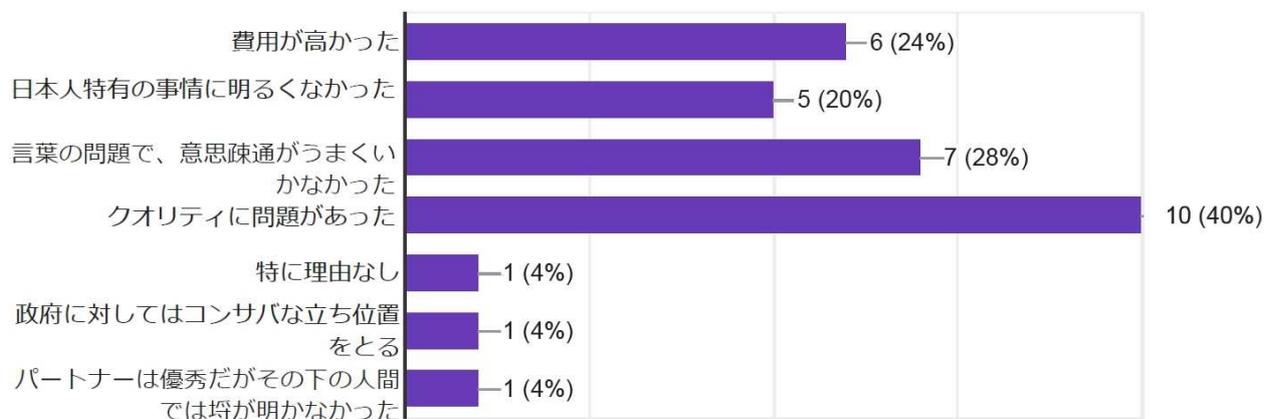
Q5-2. 上記 Q5-1 で「相談したことがある」と回答した場合、その理由を教えてください(複数回答可)。

- 現地法の問題については現地の弁護士に相談すべきだから…37人
- 日本法弁護士より詳しいと思ったから…11人
- 現地の弁護士を紹介してもらったから…6人
- 日本人弁護士より安価にサービスを受けられるイメージがあるから…8人
- その他…1名
 - 顧問弁護士ではないが兼ねてよりコンタクトがあった為
 - 当地駐在の日本人弁護士の存在を認識していなかったから
- 無回答…30人

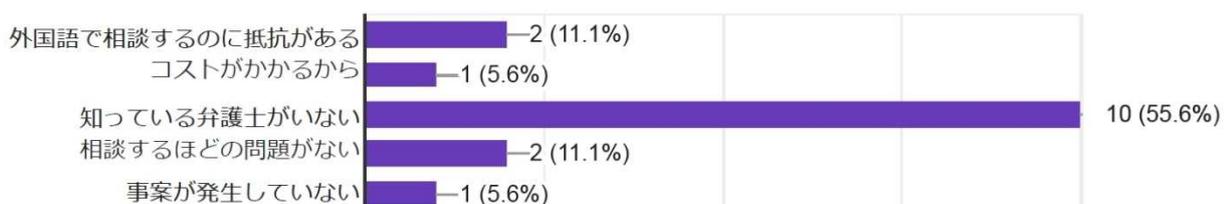
Q5-3. 上記 Q5-1 で「相談したことがある」と回答した場合、現地資格の弁護士に相談してみた満足感の程度を教えてください。

- 満足している…20人(42.6%)
- まあまあ満足している…24人(51.1%)
- 満足していない…3人(6.3%)

Q5-4. 上記 Q5-3 で「まあまあ満足している」「満足していない」とした理由を教えてください(複数回答可)。

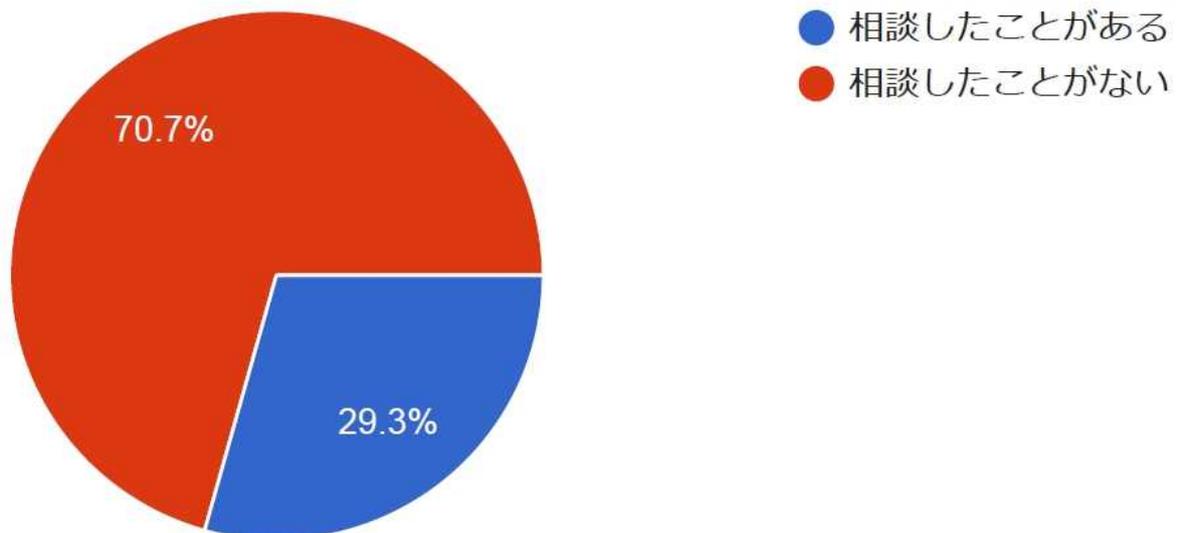


Q5-5. 上記 Q5-1 で「相談したことがない」と回答した場合、その理由を教えてください(複数回答可)。



3. 公的機関(在外公館及びJETRO)による日系企業等向け支援について

Q6-1. 事業を行うに当たって抱えた法的問題・トラブルについて在外公館やJETROに相談したことがありますか。



Q6-2. 上記 Q6-1 で「相談したことがある」と回答された方について、具体的にどこに相談されましたか。また、その機関への相談を選択された理由を教えてください(複数回答可)。

- 在外公館の日系企業等支援窓口…12人
- JETRO 現地事務所(海外展開現地支援プラットフォーム)…10人
- その他…1人
 - JACTIM

相談を選択された理由(1件の回答)

テロ関連

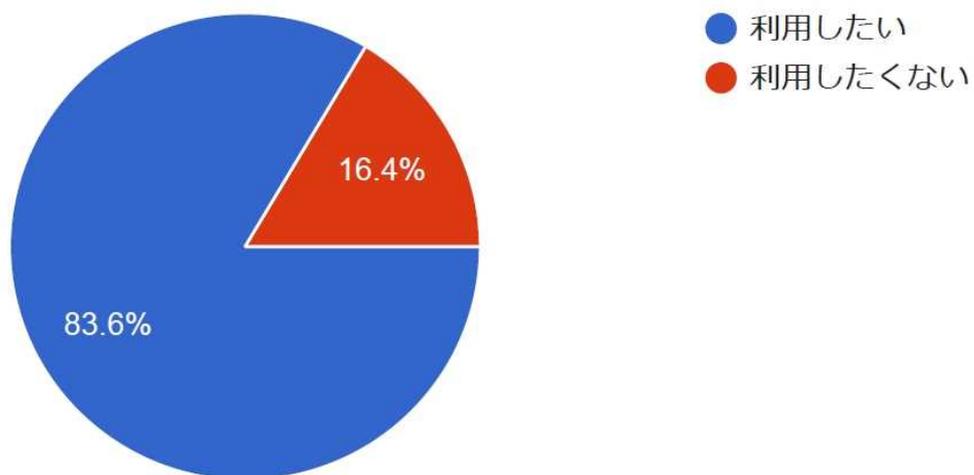
Q6-3. 上記 Q6-1 で「相談したことがない」と回答された方について、その理由を教えてください(複数回答可)。

- 在外公館やJETROが対応してくれることを知らなかった…17人(50%)
- 在外公館やJETROから遠隔地にあり、相談に行けなかった…1人(2.9%)
- 公的な機関なので近寄りがたかった…6人(17.6%)

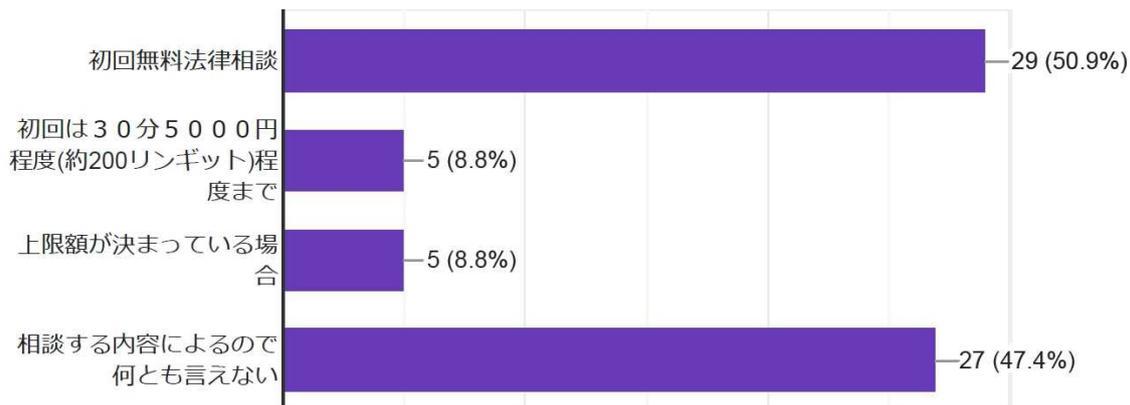
- 他に相談できる場所(日本人会等)が身近にあった…10人(29.4%)
- その他…5人(14.5%)
 - 有益なアドバイスがもらえないから(現地弁護士と比べて)
 - 特に法的トラブルにあったことがない
 - 身近でなかった
 - 事案が無いから
 - そこまでの必要がなかったから

4. 日本法弁護士へのアクセスについて

Q7-1. 日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいですか。



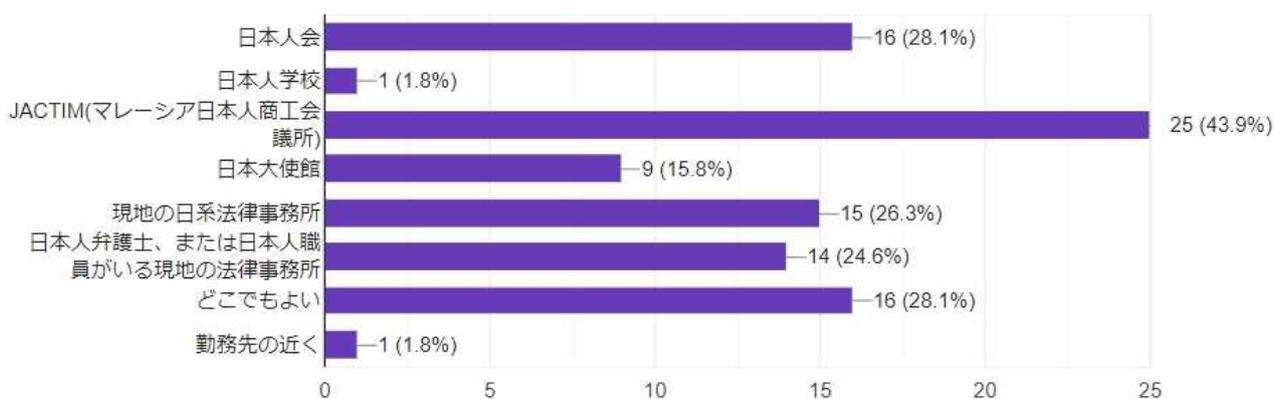
Q7-2. 上記 Q7-1 で「利用したい」と回答した方にお聞きします。どういった料金体系を希望しますか(複数回答可)。



Q7-3. 上記 Q7-1 で「利用したい」と回答した方にお聞きします。日本法弁護士の現地での相談について、どのような条件が整っていることを希望しますか(複数回答可)。

- 日本法弁護士の人数がもっと増えると相談しやすい…11人(20.4%)
- なるべくトラブルに巻き込まれている事を知られない方法で相談したい…10人(18.5%)
- 料金体系を事前に明確に知りたい…36人(66.7%)
- その他…4人(7.6%)
 - 現地の法制度をしっかりと知っている
 - マレーシアでの実績や経験
 - 現地弁護士と共有した上での回答を得たい
 - 何の相談できるかを知りたい

Q7-4. 上記 Q7-1 で「利用したい」と回答した方にお聞きします。現地相談窓口がどこにあると利用しやすいと考えますか(複数回答可)。



Q7-5. 上記 Q7-1 で「利用したくない」と回答した方にお聞きします。利用したいと思わない理由を教えてください。

- ローカルスタッフが主導で動いているため。
- 顧問弁護士がいる。
- 現地にて処理すべき。
- ローカル担当者含め、日本語の必要性がない。
- 特に必要性を感じない。
- おそらく費用が非常にかかると思うから。
- ローカル法以外無駄だから。
- 現地の問題は現地の弁護士に相談すべきと考えます。
- 現地の専門家で十分だと感じる。
- 現地弁護士で事足りるので。

以上

別紙3 日系企業ヒアリング結果

1. A社

- 2017年にマレーシアに進出した。
- 州政府からもライセンスを取得する必要がある事業のため、ライセンス取得の手続をしようとしたところ、公開されている規制がマレー語のものしか公開されておらず、日本語はもちろん、英語のものも発見することができず、手続を進めることに手間と時間を要した。
- 州政府の役人は英語を話さず、マレー語しか話さないという方も多く、役所を訪問して照会する際には常に通訳が必要だった。

2. B社

- 日本でレストランを経営しており、マレーシアでは現地企業とライセンス契約を使って、2018年に進出した。
- 当初はフランチャイズ契約を締結して進めようと考えていた。
- フランチャイズに関する法律を確認して当局に対してフランチャイズの登録が必要であることは理解したものの、実際にどのように進めればよいのかはつきりせず、どの程度時間がかかるのかも分からないため、マレーシア人弁護士からの勧めもあり、フランチャイズ契約で進めるのではなく、ライセンス契約を締結することにした。

3. C社

- 1990年代にマレーシアに進出した。
- 会社の事務担当者が無断欠勤をすることが多く、また、医療欠勤(Medical Leave)の際には会社に提出が必要であるとしている医師の診断書を提出しないこともある。
- この事務担当者は勤続年数が長く賃金が高くなっているため、できればこの事務担当者を解雇し、従業員を採用したいと考えているが、マレーシアでは解雇が非常に難しく、また無理に解雇すると従業員から訴えられる可能性があるため、なかなか解雇することができずにいる。
- この事務担当者の態度が事務職全体に悪影響を及ぼさないか懸念している。

4. D社

- 2000年代前半にマレーシアに進出した専門商社である。
- 現地企業との取引がほとんどであり、これまで相当な金額の債権の回収を断念してきた。
- ただ、訴訟になると弁護士費用もかかることは分かっており、どの程度弁護士費用がかかるかも分からないことから、これまで全ての不良債権の回収は断念している。

- 債権回収の努力をした後、やむを得ないと判断したところで会計上・税務上処理することになっている。

基本的質問事項 4 (JETRO、JACTIM)

現在、マレーシアにおきまして、日本の法務省が「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査」を実施しております。同様の調査はすでに他国で数カ国実施されており、他国の調査と同様、マレーシア所在の公的機関の皆様にお時間をいただきまして、以下のアンケートへのご回答にご協力いただければと存じます。

1. 規模について

Q1-1 貴会に所属している会員の規模を教えてください(JETRO 様については本質問にお答えいただかなくて構いません。)

JACTIM ()社

日本人会 ()名

2. 相談窓口、支援窓口の有無について

Q2-1 貴会は日系企業等又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか。

ある

ない

Q2-2 上記 Q2-1 で「ある」とお答えになられた場合、その具体的な運用方法を御教示ください。

()

Q2-3 上記 Q2-1 で「ある」とお答えになられた場合、直近 1 年間(2017 年 7 月 1 日～2018 年 6 月 30 日)の利用実績を御教示ください。

()件

内訳

相談のみ ()件

現地の弁護士の紹介 ()件

日本法弁護士の紹介 ()件

公的機関(在外公館、JETRO)を紹介 ()件

法曹以外の専門家の紹介 ()件

その他() ()件

Q2-4 上記 Q2-1 で「ない」とお答えになられた場合、相談・支援窓口が現在設置されていない理由を御教示ください。

需要がないから

需要はあるが、ノウハウや予算がないから

その他()

Q2-5 上記 Q2-1 で「ない」とお答えになられた場合、今後そのような窓口を設置する予定はありますか。

- 自主的に設置する予定がある
- 日弁連などの機関がそのようなサービスを提供するのであれば、そのサービスにつながるための連絡窓口を設置することを検討してもよい。
- 予定はない。

3. 日本法弁護士活動について

Q3-1 マレーシアにおいて、日本法弁護士を含む外国人弁護士の、弁護士としての活動について制限があるかどうか、ご存知ですか。

- 知っている
- 知らない
- 制限はないと理解している
- その他()

Q3-2 上記 Q3-1 で「知っている」と回答した方にお尋ねします。マレーシアにおける外国人弁護士に対し、具体的にどのような活動に制限があるとお考えか、以下のうち当てはまると考えているものを教えて下さい(複数回答可)。

- 訴訟代理人となることができない
- 訴訟外で代理人となることができない
- 弁護士と名乗ることができない
- 制限はないと理解している
- 知らない
- その他()

以上となります。ご回答下さり、ありがとうございました。

ご不明な点がございましたら以下までご連絡下さい。

日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究受託者

三澤 充

mmisawa@tmi.gr.jp

基本的質問事項 5 (法務省、司法省、裁判所等)

現在、マレーシアにおきまして、日本の法務省が「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査」を実施しております。同様の調査はすでに他国で数カ国実施されており、他国の調査と同様、マレーシア所在の公的機関の皆様にお時間をいただきまして、以下のアンケートへのご回答にご協力いただければと存じます。

1. 所掌事務について

Q1-1 貴庁の所掌事務の概要について教えてください。

()

2. 法令の公開について

Q2-1 貴国の法令は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

法律、政令、命令、通達等、法律だけでなくその運用のための下位法令についても全て一般の方がアクセスできるようになっている。

→ どのように公開されていますか(例：公刊物、インターネット、六法)

()

法律については公開されている

→ どのように公開されていますか(例：同上)

()

公開されていない

Q2-2 公開されていない法令や通達を一般の方が知る方法がありますか(複数回答可)。

法令の所管省庁に問い合わせる

現地の法律事務所に調査させる

その他の方法()

アクセスする方法はない

3. 裁判例の公開について

Q3-1 貴国の裁判例は公開され、一般の方が誰でもアクセスできますか。

全ての審級の裁判例が公開され、誰でもその内容を知ることができる

→ どのように公開されていますか()

最上級審のみ公開され、一般の方が誰でもその内容を知ることができる

→ どのように公開されていますか()

その他(公開方法：)

公開されていない

4. 外国人弁護士・外国法律事務所について

Q4-1 貴国における外国人弁護士・外国法律事務所の活動に制限はありますか。

- 制限がある
- 制限はない

Q4-2 上記 Q4-1 で「制限がある」と回答した方にお尋ねします。貴国における外国人弁護士・外国法律事務所の活動にはどのような制限がありますか。

()

以上となります。ご回答下さり、ありがとうございました。
ご不明な点がございましたら以下までご連絡下さい。

日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究受託者

三澤 充

mmisawa@tmi.gr.jp

基本的質問事項 4 (JETRO、JACTIM、日本人会)

現在、マレーシアにおきまして、日本の法務省が「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査」を実施しております。同様の調査はすでに他国で数カ国実施されており、他国の調査と同様、マレーシア所在の公的機関の皆様にお時間をいただきまして、以下のアンケートへのご回答にご協力いただければと存じます。

1. 規模について

Q1-1 貴会に所属している会員の規模を教えてください(JETRO 様については本質問にお答えいただかなくて構いません。)

JACTIM (普通会員 595 社 (法人 559、個人 36)、名誉会員 1 名、在外会員 19 社) 社

※9 月理事会承認予定

日本人会 () 名

2. 相談窓口、支援窓口の有無について

Q2-1 貴会は日系企業等又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか。

ある

ない

Q2-2 上記 Q2-1 で「ある」とお答えになられた場合、その具体的な運用方法を御教示ください。

(中小企業会員を対象に事業運営上での問題に対して相談を承っています(中小企業委員会のメンバーにより相談員を構成)。経営相談室の相談員はご利用ご希望の方は、「経営相談 E-mail フォーム」にご相談内容を記載の上、E-mail で JACTIM までお送りいただき、相談員からの返答をご連絡する形で対応しています。)

【ご相談項目】

労務、金融、許認可、税務・会計、技術移転、法務、IT、工場管理、その他)

Q2-3 上記 Q2-1 で「ある」とお答えになられた場合、直近 1 年間(2017 年 7 月 1 日～2018 年 6 月 30 日)の利用実績を御教示ください。

() 件

内訳

相談のみ (21) 件

現地の弁護士の紹介 () 件

日本法弁護士の紹介 () 件

公的機関(在外公館、JETRO)を紹介 () 件

- 法曹以外の専門家の紹介 (1) 件
 その他() () 件

Q2-4 上記 Q2-1 で「ない」とお答えになられた場合、相談・支援窓口が現在設置されていない理由を御教示ください。

- 需要がないから
 需要はあるが、ノウハウや予算がないから
 その他()

Q2-5 上記 Q2-1 で「ない」とお答えになられた場合、今後そのような窓口を設置する予定はありますか。

- 自主的に設置する予定がある
 日弁連などの機関がそのようなサービスを提供するのであれば、そのサービスにつなぐための連絡窓口を設置することを検討してもよい。
 予定はない。

3. 日本法弁護士の活動について

Q3-1 マレーシアにおいて、日本法弁護士を含む外国人弁護士の、弁護士としての活動について制限があるかどうか、ご存知ですか。

- 知っている
 知らない
 制限はないと理解している
 その他()

Q3-2 上記 Q3-1 で「知っている」と回答した方にお尋ねします。マレーシアにおける外国人弁護士に対し、具体的にどのような活動に制限があるとお考えか、以下のうち当てはまると考えているものを教えて下さい(複数回答可)。

- 訴訟代理人となることができない
 訴訟外で代理人となることができない
 弁護士と名乗ることができない
 制限はないと理解している
 知らない
 その他()

以上となります。ご回答下さり、ありがとうございました。
ご不明な点がございましたら以下までご連絡下さい。

日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究受託者

三澤 充
mmisawa@tmi.gr.jp

基本的質問事項 4 (JETRO、JACTIM、日本人会)

現在、マレーシアにおきまして、日本の法務省が「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査」を実施しております。同様の調査はすでに他国で数カ国実施されており、他国の調査と同様、マレーシア所在の公的機関の皆様にお時間をいただきまして、以下のアンケートへのご回答にご協力いただければと存じます。

1. 規模について

Q1-1 貴会に所属している会員の規模を教えてください(JETRO 様については本質問にお答えいただかなくて構いません。)

JACTIM ()社

日本人会 ()名

2. 相談窓口、支援窓口の有無について

Q2-1 貴会は日系企業等又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか。

ある (ただし、法的内見に特化した窓口ではない)

ない

Q2-2 上記 Q2-1 で「ある」とお答えになられた場合、その具体的な運用方法を御教示ください。

(アドバイザーおよび業務委託先の法律事務所が相談対応を行う)

Q2-3 上記 Q2-1 で「ある」とお答えになられた場合、直近 1 年間(2017 年 7 月 1 日～2018 年 6 月 30 日)の利用実績を御教示ください。

(455)件

内訳

相談のみ (375)件

現地の弁護士の紹介 (15)件

日本法弁護士の紹介 (15)件

公的機関(在外公館、JETRO)を紹介 ()件

法曹以外の専門家の紹介 (50)件

その他() ()件

Q2-4 上記 Q2-1 で「ない」とお答えになられた場合、相談・支援窓口が現在設置されていない理由を御教示ください。

需要がないから

需要はあるが、ノウハウや予算がないから

その他()

Q2-5 上記 Q2-1 で「ない」とお答えになられた場合、今後そのような窓口を設置する予定はありますか。

- 自主的に設置する予定がある
- 日弁連などの機関がそのようなサービスを提供するのであれば、そのサービスにつなぐための連絡窓口を設置することを検討してもよい。
- 予定はない。

3. 日本法弁護士の活動について

Q3-1 マレーシアにおいて、日本法弁護士を含む外国人弁護士の、弁護士としての活動について制限があるかどうか、ご存知ですか。

- 知っている
- 知らない
- 制限はないと理解している
- その他()

Q3-2 上記 Q3-1 で「知っている」と回答した方にお尋ねします。マレーシアにおける外国人弁護士に対し、具体的にどのような活動に制限があるとお考えか、以下のうち当てはまると考えているものを教えて下さい(複数回答可)。

- 訴訟代理人となることができない
- 訴訟外で代理人となることができない
- 弁護士と名乗ることができない (日本法弁護士は可と理解しています)
- 制限はないと理解している
- 知らない
- その他()

以上となります。ご回答下さり、ありがとうございました。
ご不明な点がございましたら以下までご連絡下さい。

日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究受託者

三澤 充

mmisawa@tmi.gr.jp

別紙8 日本人商工会事務局ヒアリング結果

- 商工会には法務だけではなく、会計税務等様々な相談が毎月数件程度寄せられる。
- 商工会の会員数が今後増加していけば、こうした相談も増えていくものと見込まれる。
- 質問については、相談窓口自体は設置しているものの、相談について商工会内で処理することが難しいため、相談内容に応じて、それぞれの分野の専門家の会員を紹介することで対応している。
- 会員企業からは、事業運営に必要な点についての相談窓口を拡充して欲しいといった声も上がっていることは認識している。
- 商工会内部で相談を受け付けられる部署があれば会員企業のサポートになると考えられるが、所内の予算や、専門職に対するマレーシア国内の規制について熟知していないこともあり、こうした部署の設置までは至っていない。
- 商工会自身が専門家のアドバイスを必要とする可能性がないとはいえ、今後法律を含む専門分野の専門家のニーズはある。
- 現時点では大使館やJETROの方々とは情報交換も含めた良い関係があり、日系企業に貢献できるように今後も関係機関との連携を深めていければと考えている。

基本的質問事項 3 (現地日系法律事務所・現地にいる日本法弁護士)

現在、マレーシアにおきまして、日本の法務省が「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査」を実施しております。同様の調査はすでに他国で数カ国実施されており、他国の調査と同様、マレーシア所在の日系法律事務所・日本法弁護士の皆様にお時間をいただきまして、以下のアンケートへのご回答にご協力いただければと存じます。

1 勤務先・事務所の規模等

Q1-1 現在勤務する事務所の形態について教えてください。

- 日本法弁護士による法律事務所として独立した形態
- 現地の法律事務所との共同事業形態
- 現地法律事務所への出向や研修
- その他()

Q1-2 あなたの事務所に所属している日本法弁護士数を教えてください。

- 1 名のみ
- 2 名～5 名
- 6 名～10 名
- 11 名以上

Q1-3 あなたが現地で法律事務を取り扱っている期間はどの程度ですか。

- 1 年未満
- 1 年以上 3 年未満
- 3 年以上 5 年未満
- 5 年以上

2 取扱案件の件数

Q2-1 あなた(又はあなたの事務所全体)が取り扱う案件は平均して 1 か月に何件ありますか。

- 1 件もない
- 1 件～10 件
- 11 件～20 件
- 21 件～30 件
- 31 件～40 件
- 41 件～50 件

51 件以上

Q2-2 Q2-1 で回答した件数のうち、依頼者が日系企業等又は在留邦人であった案件はどの程度ありますか。

- 1 件もない
- 1 件～10 件
- 11 件～20 件
- 21 件～30 件
- 31 件～40 件
- 41 件～50 件
- 51 件以上

Q2-3 Q2-1 で回答した件数のうち、依頼者が日系企業等又は在留邦人であった案件はどの程度の割合ですか。

- 0%
- 1～20%
- 21～40%
- 41%～60%
- 61%～80%
- 81%～99%
- 100%

3 取扱案件の種類

Q3-1 上記 Q2-1(事務所における取扱案件全体)で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に企業案件及び在留邦人案件からそれぞれ 3 つずつ教えて下さい。

(企業案件)起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収撤退 その他()

(在留邦人案件)滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他()

Q3-2 上記 Q2-1(日系企業等又は在留邦人が依頼者の案件)で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に 3 つずつ御教示ください。

(企業案件)起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収 撤退 その他()

(在留邦人案件) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他()

4 受任している件数の推移(現地において3年以上活動している方向け)

Q4-1 上記 Q2-1(事務所における取扱案件全体)の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。

増加している(どの程度)

減少している(どの程度)

変化がない

また、増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考えですか。(複数回答可)

(企業案件) 起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収 撤退 その他()

(在留邦人案件) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他()

Q4-2 上記 Q2-1(日系企業等又は在留邦人が依頼者の案件)の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。

増加している(どの程度)

減少している(どの程度)

変化がない

また、増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考えですか。(複数回答可)

(企業案件) 起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収 撤退 その他()

(在留邦人案件) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他()

5 法令や裁判制度について

Q5-1 法的問題を処理する際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

政府のホームページ

- 公刊されている法律集や法律書
- 現地政府に直接聞く
- 在外公館やJETRO 窓口に尋ねる
- 現地法弁護士に聞く
- 現地にいる日本法弁護士に聞く
- アクセスする方法がない
- その他()

Q5-2 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

- ない。
- 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない若しくは著しく困難である。
- 法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない若しくは著しく困難である。
- その他()

Q5-3 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

- 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。
- 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあります、時折事業活動に支障が生じることがある。
- 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。
- その他()

Q5-4 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

- 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる
- 判断は安定しているが、費用及び/若しくは時間がかかり、リーズナブルではない。
- 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない。
- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。
- その他()

以上となります。ご回答下さり、ありがとうございました。

ご不明な点がございましたら以下までご連絡下さい。

日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究受
託者

三澤 充

mmisawa@tmi.gr.jp

基本的質問事項 3 (現地日系法律事務所・現地にいる日本法弁護士)

現在、マレーシアにおきまして、日本の法務省が「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査」を実施しております。同様の調査はすでに他国で数カ国実施されており、他国の調査と同様、マレーシア所在の日系法律事務所・日本法弁護士の皆様にお時間をいただきまして、以下のアンケートへのご回答にご協力いただければと存じます。

1 勤務先・事務所の規模等

Q1-1 現在勤務する事務所の形態について教えてください。

日本法弁護士による法律事務所として独立した形態

現地の法律事務所との共同事業形態

現地法律事務所への出向や研修

その他()

Q1-2 あなたの事務所に所属している日本法弁護士数を教えてください。

1名のみ

2名～5名

6名～10名

11名以上

Q1-3 あなたが現地で法律事務を取り扱っている期間はどの程度ですか。

1年未満

1年以上 3年未満

3年以上 5年未満

5年以上

2 取扱案件の件数

Q2-1 あなた(又はあなたの事務所全体)が取り扱う案件は平均して 1 か月に何件ありますか。

1件もない

1件～10件

11件～20件

21件～30件

31件～40件

41件～50件

51 件以上

Q2-2 Q2-1 で回答した件数のうち、依頼者が日系企業等又は在留邦人であった案件はどの程度ありますか。

1 件もない

1 件～10 件

11 件～20 件

21 件～30 件

31 件～40 件

41 件～50 件

51 件以上

Q2-3 Q2-1 で回答した件数のうち、依頼者が日系企業等又は在留邦人であった案件はどの程度の割合ですか。

0%

1～20%

21～40%

41%～60%

61%～80%

81%～99%

100%

3 取扱案件の種類

Q3-1 上記 Q2-1(事務所における取扱案件全体)で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に企業案件及び在留邦人案件からそれぞれ 3 つずつ教えて下さい。

(企業案件) 起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収 撤退 その他()

(在留邦人案件) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他()

Q3-2 上記 Q2-1(日系企業等又は在留邦人が依頼者の案件)で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に 3 つずつ御教示ください。

(企業案件) 起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収 撤退 その他()

(在留邦人案件) ■滞在資格 □身分関係(現地でのもの) □身分関係(日本にいる親族との間のもの) ■労務問題 □交通事故 □貸金 □不動産(賃貸借) □取引 □労働 ■刑事 □その他()

4 受任している件数の推移(現地において3年以上活動している方向け)

Q4-1 上記 Q2-1(事務所における取扱案件全体)の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。

□増加している(どの程度)

□減少している(どの程度)

□変化がない

また、増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考えですか。(複数回答可)

(企業案件) □起業 □投資 □取引 □貿易(通関) □労務 □債権回収 □撤退 □その他()

(在留邦人案件) □滞在資格 □身分関係(現地でのもの) □身分関係(日本にいる親族との間のもの) □労務問題 □交通事故 □貸金 □不動産(賃貸借) □取引 □労働 □刑事 □その他()

Q4-2 上記 Q2-1(日系企業等又は在留邦人が依頼者の案件)の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。

□増加している(どの程度)

□減少している(どの程度)

□変化がない

また、増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考えですか。(複数回答可)

(企業案件) □起業 □投資 □取引 □貿易(通関) □労務 □債権回収 □撤退 □その他()

(在留邦人案件) □滞在資格 □身分関係(現地でのもの) □身分関係(日本にいる親族との間のもの) □労務問題 □交通事故 □貸金 □不動産(賃貸借) □取引 □労働 □刑事 □その他()

5 法令や裁判制度について

Q5-1 法的問題を処理する際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

■ 政府のホームページ

■ 公刊されている法律集や法律書

□ 現地政府に直接聞く

□ 在外公館やJETRO 窓口に尋ねる

■ 現地法弁護士に聞く

□ 現地にいる日本法弁護士に聞く

□ アクセスする方法がない

□ その他()

Q5-2 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

□ ない。

□ 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない若しくは著しく困難である。

□ 法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない若しくは著しく困難である。

■ その他(まれにマレー語のガイドラインがあり、現地法弁護士の協力が必要)

Q5-3 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

■ 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。

□ 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある。

□ 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。

□ その他()

Q5-4 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

■ 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる

□ 判断は安定しているが、費用及び/若しくは時間がかかり、リーズナブルではない。

□ 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない。

□ 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。

□ その他()

以上となります。ご回答下さり、ありがとうございました。
ご不明な点がございましたら以下までご連絡下さい。

日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究受
託者

三澤 充

mmisawa@tmi.gr.jp

基本的質問事項 3 (現地日系法律事務所・現地にいる日本法弁護士)

現在、マレーシアにおきまして、日本の法務省が「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査」を実施しております。同様の調査はすでに他国で数カ国実施されており、他国の調査と同様、マレーシア所在の日系法律事務所・日本法弁護士の皆様にお時間をいただきまして、以下のアンケートへのご回答にご協力いただければと存じます。

1 勤務先・事務所の規模等

Q1-1 現在勤務する事務所の形態について教えてください。

- 日本法弁護士による法律事務所として独立した形態
- 現地の法律事務所との共同事業形態
- 現地法律事務所への出向や研修
- その他()

Q1-2 あなたの事務所に所属している日本法弁護士数を教えてください。

- 1 名のみ
- 2 名～5 名
- 6 名～10 名
- 11 名以上

Q1-3 あなたが現地で法律事務を取り扱っている期間はどの程度ですか。

- 1 年未満
- 1 年以上 3 年未満
- 3 年以上 5 年未満
- 5 年以上

2 取扱案件の件数

Q2-1 あなた(又はあなたの事務所全体)が取り扱う案件は平均して 1 か月に何件ありますか。

- 1 件もない
- 1 件～10 件
- 11 件～20 件
- 21 件～30 件
- 31 件～40 件
- 41 件～50 件

51 件以上

Q2-2 Q2-1 で回答した件数のうち、依頼者が日系企業等又は在留邦人であった案件はどの程度ありますか。

1 件もない

1 件～10 件

11 件～20 件

21 件～30 件

31 件～40 件

41 件～50 件

51 件以上

Q2-3 Q2-1 で回答した件数のうち、依頼者が日系企業等又は在留邦人であった案件はどの程度の割合ですか。

0%

1～20%

21～40%

41%～60%

61%～80%

81%～99%

100%

3 取扱案件の種類

Q3-1 上記 Q2-1(事務所における取扱案件全体)で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に企業案件及び在留邦人案件からそれぞれ 3 つずつ教えて下さい。

(企業案件) 起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収
撤退 その他()

(在留邦人案件) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他()

Q3-2 上記 Q2-1(日系企業等又は在留邦人が依頼者の案件)で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に 3 つずつ御教示ください。

(企業案件) 起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収
撤退 その他()

(在留邦人案件) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他()

4 受任している件数の推移(現地において3年以上活動している方向け)

Q4-1 上記 Q2-1(事務所における取扱案件全体)の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。

増加している(どの程度)

減少している(どの程度)

変化がない

また、増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考えですか。(複数回答可)

(企業案件) 起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収 撤退 その他()

(在留邦人案件) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他()

Q4-2 上記 Q2-1(日系企業等又は在留邦人が依頼者の案件)の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。

増加している(どの程度)

減少している(どの程度)

変化がない

また、増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考えですか。(複数回答可)

(企業案件) 起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収 撤退 その他()

(在留邦人案件) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他()

5 法令や裁判制度について

Q5-1 法的問題を処理する際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

政府のホームページ

- 公刊されている法律集や法律書
- 現地政府に直接聞く
- 在外公館やJETRO 窓口に尋ねる
- 現地法弁護士に聞く
- 現地にいる日本法弁護士に聞く
- アクセスする方法がない
- その他()

Q5-2 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

- ない。
- 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない若しくは著しく困難である。
- 法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない若しくは著しく困難である。
- その他()

Q5-3 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

- 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。
- 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあります、時折事業活動に支障が生じることがある。
- 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。
- その他()

Q5-4 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

- 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる
- 判断は安定しているが、費用及び/若しくは時間がかかり、リーズナブルではない。
- 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない。
- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。
- その他()

以上となります。ご回答下さり、ありがとうございました。

ご不明な点がございましたら以下までご連絡下さい。

日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究受
託者

三澤 充

mmisawa@tmi.gr.jp

基本的質問事項 3 (現地日系法律事務所・現地にいる日本法弁護士)

現在、マレーシアにおきまして、日本の法務省が「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査」を実施しております。同様の調査はすでに他国で数カ国実施されており、他国の調査と同様、マレーシア所在の日系法律事務所・日本法弁護士の皆様にお時間をいただきまして、以下のアンケートへのご回答にご協力いただければと存じます。

1 勤務先・事務所の規模等

Q1-1 現在勤務する事務所の形態について教えてください。

- 日本法弁護士による法律事務所として独立した形態
- 現地の法律事務所との共同事業形態
- 現地法律事務所への出向や研修
- その他()

Q1-2 あなたの事務所に所属している日本法弁護士数を教えてください。

- 1名のみ
- 2名～5名
- 6名～10名
- 11名以上

Q1-3 あなたが現地で法律事務を取り扱っている期間はどの程度ですか。

- 1年未満
- 1年以上3年未満
- 3年以上5年未満
- 5年以上

2 取扱案件の件数

Q2-1 あなた(又はあなたの事務所全体)が取り扱う案件は平均して1か月に何件ありますか。

- 1件もない
- 1件～10件
- 11件～20件
- 21件～30件
- 31件～40件
- 41件～50件

51 件以上

Q2-2 Q2-1 で回答した件数のうち、依頼者が日系企業等又は在留邦人であった案件はどの程度ありますか。

- 1 件もない
1 件～10 件
11 件～20 件
21 件～30 件
31 件～40 件
41 件～50 件
51 件以上

Q2-3 Q2-1 で回答した件数のうち、依頼者が日系企業等又は在留邦人であった案件はどの程度の割合ですか。

- 0%
1～20%
21～40%
41%～60%
61%～80%
81%～99%
100%

3 取扱案件の種類

Q3-1 上記 Q2-1(事務所における取扱案件全体)で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に企業案件及び在留邦人案件からそれぞれ 3 つずつ教えて下さい。

(企業案件)起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収撤退 その他()

(在留邦人案件)滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他()

Q3-2 上記 Q2-1(日系企業等又は在留邦人が依頼者の案件)で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に 3 つずつ御教示ください。

(企業案件)起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収 撤退 その他()

(在留邦人案件) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他()

4 受任している件数の推移(現地において3年以上活動している方向け)

Q4-1 上記 Q2-1(事務所における取扱案件全体)の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。

増加している(どの程度)

減少している(どの程度)

変化がない

また、増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考えですか。(複数回答可)

(企業案件) 起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収 撤退 その他()

(在留邦人案件) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他()

Q4-2 上記 Q2-1(日系企業等又は在留邦人が依頼者の案件)の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。

増加している(どの程度)

減少している(どの程度)

変化がない

また、増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考えですか。(複数回答可)

(企業案件) 起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収 撤退 その他()

(在留邦人案件) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働 刑事 その他()

5 法令や裁判制度について

Q5-1 法的問題を処理する際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

政府のホームページ

- 公刊されている法律集や法律書
- 現地政府に直接聞く
- 在外公館やJETRO 窓口に尋ねる
- 現地法弁護士に聞く
- 現地にいる日本法弁護士に聞く
- アクセスする方法がない
- その他()

Q5-2 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

- ない。
- 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない若しくは著しく困難である。
- 法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない若しくは著しく困難である。
- その他()

Q5-3 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

- 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。
- 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあります、時折事業活動に支障が生じることがある。
- 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。
- その他(運用、解釈が不安定な面がある。)

Q5-4 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

- 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる
- 判断は安定しているが、費用及び/若しくは時間がかかり、リーズナブルではない。
- 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない。
- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。
- その他(日本ほどの予見可能性はない。)

以上となります。ご回答下さり、ありがとうございました。

ご不明な点がございましたら以下までご連絡下さい。

日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究受
託者

三澤 充

mmisawa@tmi.gr.jp

基本的質問事項 2 (在留邦人向け)

現在、マレーシアにおきまして、日本の法務省が「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査」を実施しております。同様の調査はすでに他国で数カ国実施されており、他国の調査と同様、マレーシア在留邦人の皆様にお時間をいただきまして、以下のアンケートへのご回答にご協力いただければと存じます。

1. あなた自身について

Q1-1 マレーシアに滞在している理由を教えてください。

- 日系企業等の駐在員(経営者含む。)
- 駐在員の家族
- 学生
- その他()

2. 法的問題の実情について

Q2-1 現地にいる間に直面した法的問題・トラブルについて教えてください(複数回答可。括弧内には具体的な法的問題・トラブルの状況を記載してください。)

- 滞在資格()
- 家族・身分関係(現地でのもの)()
- 家族・身分関係(日本にいる親族との間のもの)()
- 労務問題()
- 交通事故()
- 貸金()
- 不動産(賃貸借)()
- 取引()
- 刑事()
- その他()

※ 法的トラブルについてはできる限り詳細に記載してください。何卒御協力いただければ幸いです。

Q2-2 法的問題・トラブルに直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか(複数回答可)。

- 政府のホームページ
- 公刊されている法律集や法律書
- 現地政府に直接確認する
- 在外公館やJETRO 窓口に尋ねる
- 現地法弁護士に聞く
- 現地にいる日本法弁護士に聞く

- アクセスする方法がない
- その他()

Q2-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

- ない。
- 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない若しくは著しく困難である。
- 法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない若しくは著しく困難である。
- その他()

Q2-4 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

- 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。
- 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある。
- 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。
- その他()

Q2-5 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

- 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる
- 判断は安定しているが、費用及び／若しくは時間がかかり、リーズナブルではない。
- 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない。
- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。
- その他()

3. 相談先について

Q3-1 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。

- 相談したことがある
- 相談したことがない

Q3-2 上記 Q3-1 で「相談したことがある」と答えた方にお聞きします。具体的には誰に相談しましたか(複数回答可)。

- 勤務先
- 保険会社
- 現地の警察など現地政府機関
- 現地のコンサルタント

- 現地資格の弁護士
- 現地の税理士・会計士事務所
- 日本大使館
- 現地 JETRO 事務所
- 現地にいる日本法弁護士
- 日本にいる日本法弁護士
- 現地の法律専門家(非弁護士)
- 大学等学校
- その他()

4. 日本法弁護士の活用の有無について

Q4-1 上記 Q3-2 で「現地にいる日本法弁護士」に相談したことがあると答えた場合、その理由を教えてください(複数回答可)。

- 日本語で相談したかったから
- 日本人特有の事情に明るいと思ったから
- 日本人弁護士を紹介してもらったから
- 専門家に相談するのが一番だと思ったから
- その他()

Q4-2 相談してみた満足感の程度を教えてください。

- 満足している
- まあまあ満足している
- 満足していない

Q4-3 あなたの抱える問題の解決に当たり、日本法弁護士が効果的な支援を行った場合には、差し支えのない範囲で①弁護士の氏名及び所属と、②同弁護士が採用した具体的方策について教えてください。

- ①弁護士の氏名：()
- ②弁護士がとった具体的な解決方法：
()

Q4-4 上記 Q4-2 で「まあまあ満足している」「満足していない」と回答した場合、その理由を教えてください。

- ()

Q4-5 上記 Q3-2 で「現地にいる日本法弁護士」に相談したことがあると回答しなかった場合、その理由を教えてください(複数回答可)。

- 費用が高いから

- 弁護士以外に相談した
- 弁護士に相談するのは敷居が高い
- 弁護士に相談しても解決できないのではないかと思った
- 解決までに時間がかかる
- 現地での問題について詳しいとは思えないから
- 日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから
- その他()

Q4-6 マレーシアにおいて、日本法弁護士を含む外国人弁護士の、弁護士としての活動について制限があるかどうか、ご存知ですか。

- 知っている
- 知らない
- 制限はないと理解している
- その他()

Q4-7 上記 Q4-6 で「知っている」と回答した方にお尋ねします。マレーシアにおける外国人弁護士に対し、具体的にどのような活動に制限があるとお考えか、以下のうち当てはまると考えているものを教えて下さい(複数回答可)。

- 訴訟代理人となることができない
- 訴訟外で代理人となることができない
- 弁護士と名乗ることができない
- 制限はないと理解している
- 知らない
- その他()

5. 現地資格の弁護士(マレーシア人弁護士)の活用の有無について

Q5-1 上記 Q3-2 に関連しあらためて質問します。法的トラブルに直面した際に現地資格の弁護士に相談したことがありますか。

- 相談したことがある
- 相談したことがない

Q5-2 上記 Q5-1 で「相談したことがある」と回答した場合、その理由を教えてください(複数回答可)。

- 現地法の問題については現地の弁護士に相談するべきだから
- 日本法弁護士より詳しいと思ったから
- 現地の弁護士を紹介してもらったから
- 日本人弁護士より安価にサービスを受けられるイメージがあるから
- その他()

Q5-3 上記 Q5-1 で「相談したことがある」と回答した場合、現地資格の弁護士に相談してみた満足感の程度を教えてください。

- 満足している
- まあまあ満足している
- 満足していない

Q5-4 上記 Q5-3 で「まあまあ満足している」「満足していない」とした理由を教えてください(複数回答可)。

- 費用が高かった
- 日本人特有の事情に明るくなかった
- 言葉の問題で、意思疎通がうまくいかなかった
- 弁護士としてのクオリティに問題があった
- その他()

Q5-5. 上記 Q5-1 で「相談したことがない」と回答した場合、その理由を教えてください(複数回答可)。

- 外国語で相談するのに抵抗があるから
- コストがかかるから
- 知っている弁護士がない
- 日本人特有の事情はわからないと思ったから
- その他()

6. 公的機関(在外公館・JETRO)による支援について

Q6-1 法的問題・トラブルについて在外公館やJETROに相談したことがありますか。

- 相談したことがある
- 相談したことがない

Q6-2 上記 Q6-1 で「相談したことがある」と回答された方について、具体的にどこに相談されましたか。また、その機関への相談を選択された理由を教えてください。

- 在外公館の窓口
- JETRO 現地事務所
- その他()
- 理由()

Q6-3 上記 Q6-1 で「相談したことがない」と回答された方について、その理由を教えてください(複数回答可)。

- 在外公館やJETROが対応してくれることを知らなかった

- 在外公館やJETROから遠隔地にあり、相談に行けなかった
- 公的な機関なので近寄りがたかった
- 他に相談できる場所(日本人会等)が身近にあった
- その他

7. 日本法弁護士へのアクセスについて

Q7-1 日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいですか。

- 利用したい
- 利用したくない

Q7-2 上記Q7-1で「利用したい」と回答した方にお聞きします。どういった料金体系を希望しますか。

- 初回無料法律相談
- 初回は30分5000円程度(約200リングット)程度まで
- 上限額が決まっている場合
- 相談する内容によるので何とも言えない

Q7-3 上記Q7-1で「利用したい」と回答した方にお聞きします。日本法弁護士の現地での相談について、どのような条件が整っていることを希望しますか(複数回答可)。

- 日本法弁護士の人数がもっと増えると相談しやすい
- なるべくトラブルに巻き込まれている事を知られない方法で相談したい
- 料金体系を事前に明確に知りたい
- その他()

Q7-4 上記Q7-1で「利用したい」と回答した方にお聞きします。現地相談窓口がどこにあると利用しやすいと考えますか(複数回答可)。

- 日本人会
- 日本人学校
- JACTIM
- 日本大使館
- 現地の日系法律事務所
- 日本人弁護士、または日本人職員がいる現地の法律事務所
- どこでもよい
- その他

Q7-5 上記Q7-1で「利用したくない」と回答した方にお聞きします。窓口を利用したいと思わない理由を教えてください。

()

以上となります。ご回答下さり、ありがとうございました。
ご不明な点がございましたら以下までご連絡下さい。

日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究受託者
三澤 充
mmisawa@tmi.gr.jp

別紙 12 基本的質問事項 2(在留邦人向け) 集計結果 (回答数 87)

1. あなた自身について

Q1-1. マレーシアに滞在している理由を教えてください。

- 日系企業等の駐在員(経営者含む。)…57人(67.1%)
- 駐在員の家族…6人(7.1%)
- 学生…1人(2.4%)
- その他 21人(23.4%)
 - 現地採用
 - 駐在員の家族
 - マレーシア人と婚姻
 - 母子留学

2. 法的問題の実情について

Q2-1. 現地にいる間に直面した法的問題・トラブルについて教えてください(複数回答可。括弧内には具体的な法的問題・トラブルの状況を記載してください。)

- 滞在資格…23人(30.3%)
- 家族・身分関係(現地でのもの)…4人(5.3%)
- 家族・身分関係(日本にいる親族との間のもの)…1人(1.3%)
- 労務問題…23人(30.3%)
- 交通事故…13人(17.1%)
- 貸金…5人(6.6%)
- 不動産(賃貸借)…8人(10.5%)
- 取引…9人(11.8%)
- 刑事…2人(2.6%)
- その他
 - トラブルは特になし
 - ひったくり被害
 - 輸入通関関連
 - マレーシア運転免許証の切替え

具体的な法的問題・トラブルの状況を差し支えない範囲で可能な限り具体的に教えて下さい。

- 家族には DP の持ち運びできるカードが発行されない
- 社員の解雇
- 就労 VISA の更新 (再申請) に 1 年半かかった。法律が変更になったとの理由で何度も新しい書類を

要求され、その度に書類を遅滞なく提出したものの、結局1年半かかった

- 夫が強盗にあい裁判中
- 赴任時の入国審査で出向先との Appointment Letter を所持しておらず入国カウンターの審査官と少しもめた（別途事務所で問題なく入国審査完了済）
- 2015年新会社立ち上げ時に EP の取得が 10 か月かかった
- ローカル間のセクハラ訴訟問題
- 労務では従業員の解雇にかかる問題。取引では人種問題によりスムーズに事が運ばない
- MM2H 申請中なのですが、一向に取得できる気配がない
- 有休消化が物理的に難しい
- マレーシア人上司からの金品の要求
- 日本側とマレーシア側の従業員コスト負担の割合で揉めた
- ビザ発給まで想定以上の時間を要し、出張アポイントをキャンセルせざるを得なかったことがあった
- ナショナルスタッフが不当解雇として会社を訴訟
- 追突事故
- 外国人労働者の査証他
- EP が発行されるまでに時間がかかった
- 不良社員の解雇
- 賃貸契約の解釈で家主と揉めた。会社総務部のサポートで解決
- 住居に問題が発生して報告しても家主がなかなか対応してくれない
- 10年以上前に退職した従業員(ドライバー)が当時起こした交通違反に関わる罰金支払
- 支払延滞(不能)企業に対する訴訟
- 従業員の解雇に伴うもの
- HS コードの解釈違い
- EP 取得に 2 ヶ月を要したので、厳密に言うとその間はビザなし労働となっていた
- 準備がない中での売上税制度開始や最低賃金の上昇など急な法改正、外国人の運転免許証の新規発行がストップ
- 急な帰国命令により、賃貸解約違約金が発生した
- 売掛金の回収不能
- VISA がなかなか出ない

Q2-2. 法的問題・トラブルに直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか(複数回答可)。

- 政府のホームページ…21人(27.6%)
- 公刊されている法律集や法律書…8人(10.5%)
- 現地政府に直接確認する…22人(28.9%)
- 在外公館やJETRO窓口に尋ねる…18人(23.7%)

- 現地法弁護士に聞く…34人(44.7%)
- 現地にいる日本法弁護士に聞く…19人(25%)
- アクセスする方法がない…7人(9.2%)
- その他
 - スタッフに聞く
 - 会社の法務部に確認する
 - コンサルに確認

Q2-3. 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

- ない…34人(44.2%)
- 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない若しくは著しく困難である…24人(31.2%)
- 法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない若しくは著しく困難である…13人(16.9%)
- その他
 - 基本可能だが解釈の妥当性を検証することができない
 - アクセスできても非常に曖昧、よく分からない
 - マレー語なので確認できない

Q2-4. 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

- 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない…11人(13.9%)
- 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある…42人(53.2%)
- 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある…20(25.3%)
- その他
 - 担当窓口によって言うことが異なる
 - コロコロ変わるという印象がある

Q2-5. 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

- 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる…6人(8%)
- 判断は安定しているが、費用及び／若しくは時間がかかり、リーズナブルではない…12人(16%)
- 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない…8人(10.7%)
- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない…23人(30.7%)
- その他
 - よく分からない
 - 身近に実例がない
 - 不公平

3. 相談先について

Q3-1. 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。

- 相談したことがある…39人(46.4%)
- 相談したことがない…45人(53.6%)

Q3-2. 上記 Q3-1 で「相談したことがある」と答えた方にお聞きします。具体的には誰に相談しましたか(複数回答可)。

- 勤務先…10人(23.3%)
- 保険会社…5人(11.6%)
- 現地の警察など現地政府機関…8人(18.6%)
- 現地のコンサルタント…15人(34.9%)
- 現地資格の弁護士…21人(48.8%)
- 現地の税理士・会計士事務所…11人(25.6%)
- 日本大使館…4人(9.3%)
- 現地 JETRO 事務所…2人(4.7%)
- 現地にいる日本法弁護士…9人(20.9%)
- 日本にいる日本法弁護士…2人(4.7%)
- 現地の法律専門家(非弁護士)…2人(4.7%)
- 大学等学校…0人(0%)
- その他
 - 会社の法務
 - 勤務先同僚、専門家
 - マレーシア投資開発庁

4. 日本法弁護士の活用の有無について

Q4-1. 上記 Q3-2 で「現地にいる日本法弁護士」に相談したことがあると答えた場合、その理由を教えてください(複数回答可)。

- 日本語で相談したかったから…9人(81.8%)
- 日本人特有の事情に明るいと思ったから…3人(27.3%)
- 日本人弁護士を紹介してもらったから…0人(0%)
- 専門家に相談するのが一番だと思ったから…3人(27.3%)
- その他
 - 個人的関係から費用を抑えられることができるから

Q4-2 相談してみた満足感の程度を教えてください。

- 満足している…5人(35.7%)
- まあまあ満足している…9人(64.3%)

- 満足していない…0人(0%)

Q4-3. あなたの抱える問題の解決に当たり、日本法弁護士が効果的な支援を行った場合には、差し支えない範囲で①弁護士の氏名及び所属と、②同弁護士が採用した具体的方策について教えてください。

①弁護士の氏名

- 三澤充氏(Chooi & Company + Cheang & Ariff 法律事務所)
- ---氏(JEFF LEONG, POON & WONG 法律事務所)

②弁護士がとった具体的な解決方法

- オピニオンレターの作成
- 準拠法や紛争解決等を整備するため、法的文書に条項等を追加していました

Q4-4. 上記 Q4-2 で「まあまあ満足している」「満足していない」と回答した場合、その理由を教えてください。

- 弁護士でもわからない案件多数あり
- 関係書類・根拠をフルで開示したわけではなく、その範囲では満足している、ということ

Q4-5. 上記 Q3-2 で「現地にいる日本法弁護士」に相談したことがあると回答しなかった場合、その理由を教えてください(複数回答可)。

- 費用が高いから…4名(13.8%)
- 弁護士以外に相談した…6名(20.7%)
- 弁護士に相談するのは敷居が高い…4名(13.8%)
- 弁護士に相談しても解決できないのではないかと思った…1名(3.4%)
- 解決までに時間がかかる…0名(0%)
- 現地での問題について詳しいとは思えないから…6名(20.7%)
- 日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから…4名(13.8%)
- その他
 - 現地スタッフで十分だから
 - 特に相談すべき問題がない
 - そこまでの事態に至っていない
 - ローカルの弁護士で足りるため
 - 会社の法務部で足りるため

Q4-6. マレーシアにおいて、日本法弁護士を含む外国人弁護士の、弁護士としての活動について制限があるかどうか、ご存知ですか。

- 知っている…23名(27.4%)
- 知らない…59名(70.2%)
- 制限はないと理解している…0名(0%)
- その他

- 制限範囲は知らない
- 少しは理解しているつもりだが知っているとはいえない

Q4-7. 上記 Q4-6 で「知っている」と回答した方にお尋ねします。マレーシアにおける外国人弁護士に対し、具体的にどのような活動に制限があるとお考えか、以下のうち当てはまると考えているものを教えて下さい(複数回答可)。

- 訴訟代理人となることができない…11名
- 訴訟外で代理人となることができない…2名
- 弁護士と名乗ることができない…12名
- 制限はないと理解している…0名
- 知らない…0名
- その他
 - 詳細は把握できていないが、一般論として弁護士活動ができないと理解しています。

5. 現地資格の弁護士(マレーシア人弁護士)の活用の有無について

Q5-1. 上記 Q3-2 に関連しあらためて質問します。法的トラブルに直面した際に現地資格の弁護士に相談したことがありますか。

- 相談したことがある…28名(34.6%)
- 相談したことがない…53名(65.4%)

Q5-2. 上記 Q5-1 で「相談したことがある」と回答した場合、その理由を教えてください(複数回答可)。

- 現地法の問題については現地の弁護士に相談するべきだから…25名
- 日本法弁護士より詳しいと思ったから…5名
- 現地の弁護士を紹介してもらったから…4名
- 日本人弁護士より安価にサービスを受けられるイメージがあるから…4名
- その他
 - 同事務所に所属しているため

Q5-3. 上記 Q5-1 で「相談したことがある」と回答した場合、現地資格の弁護士に相談してみた満足感の程度を教えてください。

- 満足している…8名(27.6%)
- まあまあ満足している…19名(65.5%)
- 満足していない…2名(6.9%)

Q5-4. 上記 Q5-3 で「まあまあ満足している」「満足していない」とした理由を教えてください(複数回答可)。

- 費用が高かった…7名
- 日本人特有の事情に明るくなかった…5名

- 言葉の問題で、意思疎通がうまくいかなかった…5名
- 弁護士としてのクオリティに問題があった…2名
- その他
 - 対応が遅かった

Q5-5. 上記 Q5-1 で「相談したことがない」と回答した場合、その理由を教えてください(複数回答可)。

- 外国語で相談するのに抵抗があるから…3名
- コストがかかるから…10名
- 知っている弁護士がいない…19名
- 日本人特有の事情はわからないと思ったから…5名
- 相談する事態に直面していない…15名
- その他
 - 現地スタッフで十分だから
 - 法的文書の翻訳も必要だったため
 - 事務所に弁護士がいるから

6. 公的機関(在外公館・JETRO)による支援について

Q6-1. 法的問題・トラブルについて在外公館やJETROに相談したことがありますか。

- 相談したことがある…11名(13.1%)
- 相談したことがない…73名(86.9%)

Q6-2. 上記 Q6-1 で「相談したことがある」と回答された方について、具体的にどこに相談されましたか。また、その機関への相談を選択された理由を教えてください(複数回答可)。

- 在外公館の窓口…4名
- JETRO 現地事務所…7名
- その他
 - JACTIM

Q6-3 上記 Q6-1 で「相談したことがない」と回答された方について、その理由を教えてください(複数回答可)。

- 在外公館やJETROが対応してくれることを知らなかった…19名
- 在外公館やJETROから遠隔地にあり、相談に行けなかった…2名
- 公的な機関なので近寄りがたかった…11名
- 他に相談できる場所(日本人会等)が身近にあった…11名
- 相談する事態に直面していない…11名
- その他
 - 現地スタッフで十分
 - 在外公館が役に立たないというのは色々な駐在員から聞くから

➤ JACTIM や三水会等他に相談できる組織が有るため

7. 日本法弁護士へのアクセスについて

Q7-1. 日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいですか。

- 利用したい…10名(12.3%)
- 利用したくない…71名(87.7%)

Q7-2. 上記 Q7-1 で「利用したい」と回答した方にお聞きします。どういった料金体系を希望しますか(複数回答可)。

- 初回無料法律相談…40名
- 初回は30分5,000円程度(約200リンギット)程度まで…9名
- 上限額が決まっている場合…7名
- 相談する内容によるので何とも言えない…36名
- その他
 - 無料は無いが相談で30分200リンギットは高すぎる。50リンギット(1,200円)くらいなら

Q7-3. 上記 Q7-1 で「利用したい」と回答した方にお聞きします。日本法弁護士の現地での相談について、どのような条件が整っていることを希望しますか(複数回答可)。

- 日本法弁護士の人数がもっと増えると相談しやすい…19名
- なるべくトラブルに巻き込まれている事を知られない方法で相談したい…24名
- 料金体系を事前に明確に知りたい…49名
- その他
 - 個人的な相談をするなら費用は安いほうが利用しやすい
 - 気軽さ

Q7-4. 上記 Q7-1 で「利用したい」と回答した方にお聞きします。現地相談窓口がどこにあると利用しやすいと考えますか(複数回答可)。

- 日本人会…19名
- 日本人学校…0名
- JACTIM…27名
- 日本大使館…27名
- 現地の日系法律事務所…17名
- 日本人弁護士、または日本人職員がいる現地の法律事務所…17名
- どこでもよい…19名
- その他
 - 日本人会や日本人学校は特定の人利用のみ、大使館は携帯電話持ち込めず不便
 - 勤務先の近く

Q7-5. 上記 Q7-1 で「利用したくない」と回答した方にお聞きします。窓口を利用したいと思わない理由を教えてください。

- 弁護士は一人に集中すべきだと思います
- 現地の事は現地の弁護士に聞いた方が良いと思うから
- 本社法務部門経由で確認が可能である為
- 現地の弁護士を優先する為
- 特に必要性を感じるケースがないから

以上

Questionnaire 4 (For Governmental Office, Public Organization, etc)

Currently, the Ministry of Justice of Japan is conducting a research in Malaysia, “Research for discussing how to assist Japanese companies and Japanese people in other countries from legal perspectives.” This kind of researches have been already conducted in Singapore, Indonesia, Thailand, Philippines, and Myanmar. Like such countries’ organizations, it would be really appreciated if you could help answer the following questions.

1. Function

Q1-1. Please let us know your organization and your primary function.

Malaysian Bar – legal profession regulator

2. Publicity/Accessibility of Laws and Regulations

Q2-1. Please let us know whether the laws and regulations in your jurisdiction are open to public and accessible for everyone.

All of the laws, regulations, and circulation letters, as well as administrative instructions/rules are open/accessible for everyone.

→ How are these open/accessible? (i.e. official publication, books, internet)

Online – 1. Malaysian Parliament website; 2. Attorney General’s Chambers website; 3. Independent law/legal-related websites

Only limited laws and regulations are open/accessible

→ How are these open/accessible? (i.e. official publication, books, internet)

()

Not open/accessible

Q2-2. For those who answer, “Only limited laws and regulations are open/accessible” and “Not open/accessible,” is there any way for people to access/know laws and regulations closed to the public?

To refer/ask related governmental offices,

To ask law firms to research

Other()

No way to access/know

3. Publicity/Accessibility of Court Judgments/Precedents

Q3-1. Please let us know whether the laws and regulations in your jurisdiction are open to public and accessible for everyone.

All of the judgments/precedents in all instances are disclosed, and everyone can reach the judgments/precedents.

If you check this, how are these disclosed?

()

Only the judgments/precedents in the supreme court are disclosed and everyone can reach the judgments/precedents.

If you check this, how are these disclosed?

Official website of the judiciary – www.kehakiman.gov.my

Other

If you check this, how are the judgments/precedents disclosed?

()

Court Judgments/Precedents are not disclosed.

4. Restriction on Foreign Lawyers and Foreign Law Firms

Q4-1. In your jurisdiction, is there any restriction on activities of foreign lawyers and foreign law firms?

Yes

No

Q4-2. For those who answered “Yes” in the question Q4-1, please describe what the restriction(s) is/are.

Please refer to attached Legal Profession (Amendments) Acts.

Q4-3. For those who answered “Yes” in the question Q4-1, how do you enforce the restriction(s)?

Per our discussion, there is little or no way for the “restrictions” to be enforced as there were no provisions in the amended Acts to cater for “enforcement.” Also, the movement of foreign lawyers in and out of the country are “immigration” related matters.

Thank you very much for answering the questions.

If you have any questions, please contact the person below.

The outsourcee of the Research:

Mitsuru MISAWA

mmisawa@tmi.gr.jp

Questionnaire 4 (For Governmental Office, Public Organization, etc)

Currently, the Ministry of Justice of Japan is conducting a research in Malaysia, “Research for discussing how to assist Japanese companies and Japanese people in other countries from legal perspectives.” This kind of researches have been already conducted in Singapore, Indonesia, Thailand, Philippines, and Myanmar. Like such countries’ organizations, it would be really appreciated if you could help answer the following questions.

1. Function

Q1-1. Please let us know your organization and your primary function.

Malaysian Bar – legal profession regulator

2. Publicity/Accessibility of Laws and Regulations

Q2-1. Please let us know whether the laws and regulations in your jurisdiction are open to public and accessible for everyone.

All of the laws, regulations, and circulation letters, as well as administrative instructions/rules are open/accessible for everyone.

→ How are these open/accessible? (i.e. official publication, books, internet)

Online – 1. Malaysian Parliament website; 2. Attorney General’s Chambers website; 3. Independent law/legal-related websites

Only limited laws and regulations are open/accessible

→ How are these open/accessible? (i.e. official publication, books, internet)

()

Not open/accessible

Q2-2. For those who answer, “Only limited laws and regulations are open/accessible” and “Not open/accessible,” is there any way for people to access/know laws and regulations closed to the public?

To refer/ask related governmental offices,

To ask law firms to research

Other()

No way to access/know

3. Publicity/Accessibility of Court Judgments/Precedents

Q3-1. Please let us know whether the laws and regulations in your jurisdiction are open to public and accessible for everyone.

All of the judgments/precedents in all instances are disclosed, and everyone can reach the judgments/precedents.

If you check this, how are these disclosed?

()

Only the judgments/precedents in the supreme court are disclosed and everyone can reach the judgments/precedents.

If you check this, how are these disclosed?

Official website of the judiciary – www.kehakiman.gov.my

Other

If you check this, how are the judgments/precedents disclosed?

()

Court Judgments/Precedents are not disclosed.

4. Restriction on Foreign Lawyers and Foreign Law Firms

Q4-1. In your jurisdiction, is there any restriction on activities of foreign lawyers and foreign law firms?

Yes

No

Q4-2. For those who answered “Yes” in the question Q4-1, please describe what the restriction(s) is/are.

Please refer to attached Legal Profession (Amendments) Acts.

Q4-3. For those who answered “Yes” in the question Q4-1, how do you enforce the restriction(s)?

Per our discussion, there is little or no way for the “restrictions” to be enforced as there were no provisions in the amended Acts to cater for “enforcement.” Also, the movement of foreign lawyers in and out of the country are “immigration” related matters.

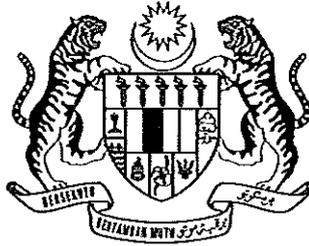
Thank you very much for answering the questions.

If you have any questions, please contact the person below.

The outsourcee of the Research:

Mitsuru MISAWA

mmisawa@tmi.gr.jp



LAWS OF MALAYSIA

Act A1444

LEGAL PROFESSION (AMENDMENT) ACT 2012

Date of Royal Assent	5 September 2012
Date of publication in the <i>Gazette</i>	20 September 2012

Publisher's Copyright ©

PERCETAKAN NASIONAL MALAYSIA BERHAD

All rights reserved. No part of this publication may be reproduced, stored in a retrieval system or transmitted in any form or by any means electronic, mechanical, photocopying, recording and/or otherwise without the prior permission of Percetakan Nasional Malaysia Berhad (Appointed Printer to the Government of Malaysia).

LAWS OF MALAYSIA

Act A1444

LEGAL PROFESSION (AMENDMENT) ACT 2012

An Act to amend the Legal Profession Act 1976.

[]

ENACTED by the Parliament of Malaysia as follows:

Short title and commencement

1. (1) This Act may be cited as the Legal Profession (Amendment) Act 2012.

(2) This Act comes into operation on a date to be appointed by the Minister by notification in the *Gazette*.

Amendment of section 13

2. The Legal Profession Act 1976 [*Act 166*], which is referred to as the “principal Act” in this Act, is amended by deleting subsection 13(5).

Amendment of section 37**3. Section 37 of the principal Act is amended—**

- (a) in subsection (2), by inserting after the words “subsection (1)” the words “and (2A)”;
- (b) by inserting after subsection (2) the following subsection:
- “(2A) Any unauthorized person who either directly or indirectly, does or solicits the right to do any act which is customarily within the function or responsibility of an advocate and solicitor, including but not limited to advising on law (whether Malaysian or otherwise) shall, unless he proves that the act was not done for or in expectation of any fee, gain or reward, be guilty of an offence under this subsection.”; and
- (c) in subsection (4), by inserting after the words “subsection (2)” the words “, (2A)”.

New Part IVA**4. The principal Act is amended by inserting after section 40 the following Part:****“PART IVA****INTERNATIONAL PARTNERSHIPS, QUALIFIED FOREIGN LAW FIRMS AND REGISTRATION OF FOREIGN LAWYERS****Interpretation****40A. In this Part, unless the context otherwise requires—**

“foreign law” means the law of any state or territory other than Malaysia;

“foreign law firm” means a foreign law firm which provides legal services in foreign law and includes a corporation duly constituted for the purpose of practising law established or licensed to provide legal services by the appropriate licensing authority of a state or territory other than Malaysia;

“foreign lawyer” means a person who is—

- (a) duly authorized or registered to practise law in a state or territory other than Malaysia; and
- (b) a partner, director (who holds equity in the corporation, in the case of a corporation duly constituted for the purpose of practising law) or an employee of a foreign law firm or a Malaysian law firm;

“international partnership” means a partnership or any other arrangement between a foreign law firm and a Malaysian law firm in respect of which a licence has been granted under section 40F;

“permitted practice areas” means the areas of legal practice as prescribed;

“prescribed” means prescribed by the Bar Council by rules made under this Act;

“qualified foreign law firm” means a foreign law firm licensed under section 40G.

Licence required for foreign law firm

40B. (1) No foreign law firm shall practise in Malaysia unless it is licensed under this Part.

(2) Any foreign law firm which contravenes the provision of subsection (1) shall be guilty of an offence and shall, on conviction, be liable to a fine not exceeding one hundred thousand ringgit.

Selection Committee

40c. (1) A Selection Committee is established under this Part to make recommendations to the Bar Council for the granting of licence for international partnerships and qualified foreign law firms and to Malaysian law firms to employ foreign lawyers and the registration of foreign lawyers to practise in the permitted practice areas.

(2) The Selection Committee shall consist of the following members:

- (a) the Attorney General;
- (b) the President of the Malaysian Bar;
- (c) a person to be appointed by the Attorney General from the public sector; and
- (d) two members of the Malaysian Bar practising in the permitted practice areas relevant to the applications to be appointed by the Bar Council.

(3) The Attorney General and the President of the Malaysian Bar shall be the Co-Chairmen of the Selection Committee.

(4) The appointment of the members under paragraphs (2)(c) and (d) shall be on an *ad hoc* basis.

Alternate members

40D. (1) The Attorney General may, in respect of the member appointed under paragraph 40c(2)(c), appoint a person to be an alternate member to attend, in place of the member, meetings of the Selection Committee.

(2) The Bar Council may, in respect of each member appointed under paragraph 40c(2)(d), appoint a person to be an alternate member to attend, in place of the member, meetings of the Selection Committee.

(3) When attending meetings of the Selection Committee, an alternate member shall for all purposes be deemed to be a member of the Selection Committee.

(4) An alternate member shall, unless he sooner resigns his membership or his appointment is sooner revoked, cease to be an alternate member when the member in respect of whom he is an alternate member ceases to be a member of the Selection Committee.

Meetings of the Selection Committee

40E. (1) Meetings of the Selection Committee shall be co-chaired by the Attorney General and the President of the Malaysian Bar.

(2) The Selection Committee shall meet on such date and at such time and place as the Attorney General and the President of the Malaysian Bar may appoint.

(3) The quorum of the Selection Committee shall be five.

(4) All decisions of the Selection Committee shall be by the affirmative vote of a majority of the members of the Selection Committee.

(5) The Selection Committee shall inform the Bar Council of its recommendation as to the granting of a licence under section 40F, 40G or 40H or the registration of a foreign lawyer under section 40J.

(6) The Bar Council shall be the Secretariat for the Selection Committee.

International partnership

40F. (1) A foreign law firm and a Malaysian law firm may apply jointly to the Bar Council for an international partnership licence if they satisfy such conditions as the Bar Council may think fit to impose in any particular case.

(2) A foreign law firm shall not be part of more than one international partnership in Malaysia at any one time.

(3) Upon receiving the application, the Bar Council shall refer such application to the Selection Committee for consideration and recommendation.

(4) The Bar Council shall, upon the recommendation of the Selection Committee, grant an application made under subsection (1) on such conditions as the Bar Council may think fit to impose in any particular case or refuse the application.

(5) An international partnership shall pay to the Bar Council such licence fee at such times and in such manner as may be prescribed.

(6) The Bar Council may, by notice in writing—

- (a) impose any new or additional conditions on the licence;
or
- (b) vary or revoke any of the conditions imposed on the licence.

(7) The Bar Council may renew a licence granted under this section for such period and upon such conditions as the Bar Council may specify.

(8) An international partnership is entitled to—

- (a) practise in the permitted practice areas in accordance with such conditions as may be prescribed;
- (b) bill its clients as a single law firm; and
- (c) recover costs and retain payments in respect of such practice.

(9) The permissible equity ownership and voting rights of the foreign law firm in the international partnership shall be as determined by the Selection Committee from time to time.

Qualified foreign law firm

40G. (1) A foreign law firm may apply for a qualified foreign law firm licence if it satisfies such conditions as the Bar Council may think fit to impose in any particular case.

(2) Upon receiving the application, the Bar Council shall refer such application to the Selection Committee for consideration and recommendation.

(3) The Bar Council shall, upon the recommendation of the Selection Committee, grant an application made under subsection (1) on such conditions as the Bar Council may think fit to impose in any particular case or refuse the application.

(4) A qualified foreign law firm shall pay to the Bar Council such licence fee at such times and in such manner as may be prescribed.

(5) The Bar Council may, by notice in writing—

(a) impose any new or additional conditions on the licence;
or

(b) vary or revoke any conditions imposed on the licence.

(6) The Bar Council may renew a licence granted under this section for such period and upon such conditions as the Bar Council may specify.

(7) A qualified foreign law firm is entitled to practise in the permitted practice areas in accordance with such conditions as may be determined by the Bar Council.

(8) A Malaysian lawyer employed in a qualified foreign law firm shall be disqualified from obtaining a practising certificate under Part III.

Employment of a foreign lawyer by a Malaysian law firm

40H. (1) A Malaysian law firm may apply to the Bar Council for a licence to employ a foreign lawyer to practise in the permitted practice areas in the Malaysian law firm if it satisfies such conditions as the Bar Council may think fit to impose in any particular case.

(2) Upon receiving the application, the Bar Council shall refer such application to the Selection Committee for consideration and recommendation.

(3) The Bar Council shall, upon the recommendation of the Selection Committee, grant or refuse an application made under subsection (1).

(4) Any Malaysian law firm which employs a foreign lawyer in contravention of this section shall be guilty of an offence and shall, on conviction, be liable to a fine not exceeding one hundred thousand ringgit.

Suspension or revocation of licence

40i. (1) The Bar Council may, by notice in writing, suspend or revoke the licence granted under section 40F, 40G or 40H if the Bar Council is satisfied that there is sufficient reason for doing so.

(2) Without prejudice to the generality of subsection (1), a licence under this Part shall be suspended or revoked if—

- (a) the appropriate licensing authority of a state or territory other than Malaysia suspends or revokes the licence of the constituent foreign law firm in the international partnership or the qualified foreign law firm as a result of criminal, civil or disciplinary proceedings;
- (b) there is any change in respect of any information regarding the foreign law firm which was submitted for the purposes of obtaining the international partnership licence or the qualified foreign law firm licence including but not limited to—
 - (i) a change of any international partnership name without the prior approval of the Bar Council;
 - (ii) a merger of the international partnership with any other firm or body corporate; or
 - (iii) a change of up to one-half ($\frac{1}{2}$) in the number of the partners in any international partnership;
- (c) the international partnership or qualified foreign law firm fails to comply with any requirement imposed under this Act or any other written law;

- (d) the foreign law firm in the international partnership or the qualified foreign law firm is dissolved or is in liquidation or the Malaysian law firm in the international partnership is dissolved;
- (e) the international partnership or qualified foreign law firm fails to comply with any of the conditions imposed on its licence;
- (f) the international partnership has been reconstituted without the approval of the Bar Council; or
- (g) the international partnership is dissolved for any reason whatsoever.

(3) The international partnership and the qualified foreign law firm shall inform the Bar Council of the occurrence of any of the events referred to in subsection (2) as soon as they become aware of the same.

(4) A licence shall not be suspended or revoked without the international partnership or qualified foreign law firm being given a reasonable opportunity to make representations to the Bar Council.

Registration of a foreign lawyer to practise in an international partnership, a qualified foreign law firm or a Malaysian law firm

40J. (1) A foreign lawyer shall not practise in an international partnership, a qualified foreign law firm or a Malaysian law firm, or in any other manner, unless he has been registered under this section.

(2) A foreign lawyer who satisfies such requirements as may be prescribed and wishes to practise in an international partnership, a qualified foreign law firm or a Malaysian law firm may apply to the Bar Council to be registered to practise in the permitted practice areas in an international partnership, a qualified foreign law firm or a Malaysian law firm.

(3) Upon receiving the application, the Bar Council shall refer such application to the Selection Committee for consideration and recommendation.

(4) The Bar Council shall, upon the recommendation of the Selection Committee, grant or refuse an application made under subsection (2).

(5) An application that has been granted under subsection (4) shall be subject to—

- (a) such conditions as the Bar Council may think fit to impose in any particular case; and
- (b) the payment of a registration fee to the Bar Council at such times and in such manner as may be prescribed.

(6) The registration of a foreign lawyer under this section shall be in respect of a calendar year and may be renewed annually subject to such conditions as the Bar Council may specify.

(7) A foreign lawyer who is registered under this section may practise in the permitted practice areas through an international partnership, a qualified foreign law firm or a Malaysian law firm.

(8) Any foreign lawyer who fails to comply with the provision of subsection (1) shall be guilty of an offence and shall, on conviction, be liable to a fine not exceeding one hundred thousand ringgit.

Suspension or revocation of registration

40k. (1) The Bar Council may, by notice in writing, suspend or revoke the registration of a foreign lawyer under section 40j if the Bar Council is satisfied that there is sufficient reason for doing so.

(2) Without prejudice to the generality of subsection (1), the registration of a foreign lawyer under this Part shall be suspended or revoked if—

- (a) the international partnership licence or qualified foreign law firm licence issued in respect of the international partnership or qualified foreign law firm, as the case may be, is suspended or revoked under section 40i;

- (b) the foreign lawyer is in breach of any provision relating to his work permit or any relevant immigration laws in Malaysia;
- (c) the foreign lawyer employed in a Malaysian law firm is no longer duly authorized or registered to practise law in a state or territory other than Malaysia as a result of criminal, civil or disciplinary proceedings; or
- (d) the foreign lawyer has been found guilty by the Disciplinary Board of any disciplinary misconduct and the Disciplinary Board has recommended for the suspension or revocation of the foreign lawyer's registration.

Professional conduct, ethics and accounts

40L. (1) International partnerships, qualified foreign law firms and registered foreign lawyers shall comply with such laws, rulings and directives applicable to advocates and solicitors under this Act relating to professional conduct or ethics.

(2) Section 79 and any rules made thereunder shall apply to a foreign lawyer registered under section 40j with such modifications as may be prescribed by the Bar Council.

(3) For the avoidance of doubt, nothing in this Part shall affect any solicitor-client privilege that may exist independently of this Part.

Disciplinary authority

40M. A registered foreign lawyer shall be subject to, for the purposes of all disciplinary actions, the control of the Disciplinary Board.

Power to require documents, etc.

40N. The Bar Council may require any international partnership, qualified foreign law firm, Malaysian law firm or foreign lawyer to provide the Bar Council with such

documents, particulars or information as the Bar Council considers necessary for the purpose of ascertaining compliance of this Part.

Power to make rules

40o. The Bar Council may, with the approval of the Attorney General, make rules to provide for—

- (a) the conditions and criteria for the granting of international partnership licences, qualified foreign law firm licences or licences under section 40H and for the registration of foreign lawyers under section 40J;
- (b) the manner and means of application and the information and documents to be furnished for the application of international partnership and qualified foreign law firm licences and licences under section 40H, including but not limited to the forms, proceedings, fees, information and documents in connection therewith;
- (c) the conditions relating to qualifying legal skills, experience and expertise required under this Part;
- (d) the manner and means of application for registration of foreign lawyers including but not limited to the forms, proceedings, fees, information and documents in connection therewith;
- (e) the submission of information and particulars relating to foreign law firms, lawyers and other persons practising in or employed by the foreign law firms;
- (f) the maintenance of a register of international partnerships, qualified foreign law firms, Malaysian law firms which employ foreign lawyers under section 40H, foreign lawyers practising in Malaysia and Malaysian lawyers practising in international partnerships and qualified foreign law firms under this Part and the form and manner in which the registers are to be kept;

- (g) the permitted practice areas;
- (h) the manner and means by which an international partnership, a qualified foreign law firm or a Malaysian law firm licensed under section 40H may conduct its business or publicise itself;
- (i) the exemption of any person or class of persons from any provision of this Part; and
- (j) any other matters for purposes of implementing the provisions of this Part.”.

Amendment of section 76

5. Section 76 of the principal Act is amended—

- (a) by substituting for the shoulder note the following shoulder note:

“Names of members of the Bar Council, etc., to be published and confidentiality of deliberations”;

- (b) by substituting for subsection (2) the following subsection:

“(2) Except and in so far as may be necessary for the purpose of publishing a report or giving effect to any resolution passed or decision taken, confidentiality of deliberations at all meetings, proceedings or inquiries of the Board, the Bar Council, the State Bar Committee, the Disciplinary Board and the Disciplinary Committee and in respect of all documents pertaining to the deliberative process shall be maintained by the members of the Board, the Bar Council, the State Bar Committee, the Disciplinary Board and the Disciplinary Committee and by their staff.”; and

- (c) in subsection (3)—

- (i) by substituting for the words “proceedings or matters conducted by them” the words “deliberations referred to in subsection (2)”;
- (ii) by substituting for the words “proceedings or matters” the words “deliberations unless the court considers such disclosure essential in the interest of justice”.

Amendment of section 80

6. Subsection 80(8A) of the principal Act is amended by inserting after the words “members of the Malaysian Bar” the words “and to a fund established for the purpose of providing legal aid”.

New section 92A

7. The principal Act is amended by inserting before section 93 in Part VII the following section:

“Interpretation of “advocate and solicitor” in certain provisions

92A. For the purposes of disciplinary proceedings under this Part, except under subsection 93(5), subsection 94(2), section 96 and paragraph 98(1)(a), “advocate and solicitor” includes a foreign lawyer registered under section 40J.”.

Amendment of section 93

8. Section 93 of the principal Act is amended—

(a) in subsection (3)—

(i) by substituting for paragraph (a) the following paragraph:

“(a) the chairman of the Disciplinary Board appointed by the Chief Judge after consultation with the Bar Council for a term of two years and such person shall be a retired Judge of the High Court or the Court of Appeal or the Federal Court or any other person who is qualified to be a Judge of the High Court or the Court of Appeal or the Federal Court:

Provided that the Chief Judge may, after consultation with the Bar Council, extend such term of appointment for another two years and may reappoint for another period not exceeding two years;”;

(ii) in paragraph (c)—

(A) by substituting for the words “fifteen years’ standing” the words “ten years’ standing”;
and

(B) in the proviso, by deleting the words “and may reappoint them”;

(b) by deleting subsection (3A);

(c) in subsection (4A), by deleting the words “or his representative”;

(d) by substituting for subsection (4B) the following subsection:

“(4B) If the President of the Malaysian Bar also disqualifies himself from deliberating on any complaint pursuant to subsection (4c) or is unable, through illness or any other cause, to attend the meeting, the members present shall elect one of their number to preside at the meeting for the purposes of the complaint.”; and

(e) by substituting for subsection (4c) the following subsection:

“(4c) The Chairman of the Disciplinary Board, the President of the Malaysian Bar and any other member of the Disciplinary Board shall, where it is necessary in the interest of justice, disqualify himself from deliberating on any complaint.”.

Amendment of section 94

9. Section 94 of the principal Act is amended—

(a) by substituting for subsection (2) the following subsection:

“(2) Any advocate and solicitor who has been guilty of any misconduct shall be liable to one or more of the following penalties or punishments:

(a) to be struck off the Roll;

(b) to be suspended from practice for any period not exceeding five years;

(c) to be ordered to pay a fine not exceeding fifty thousand ringgit; or

(d) to be reprimanded or censured.”;

(b) by inserting after subsection (4) the following subsection:

“(4A) Notwithstanding subsection (2), any registered foreign lawyer who has been guilty of any misconduct shall be liable to be suspended, for any period not exceeding five years, or revocation of his registration or reprimanded or censured or ordered to pay a fine, as the case may be.”;

(c) in subsection (5)—

(i) by inserting after the words “an advocate and solicitor” the words “, and any reference to advocate and solicitor in this Part shall *mutatis mutandis* include a pupil”; and

(ii) by substituting for the words “petitioning the Court” the words “proceeding with any petition”; and

(d) by inserting after subsection (5) the following subsection:

“(6) For the purpose of this section, “pupil” includes a person who has completed the prescribed period of pupillage and has yet to be admitted as an advocate and solicitor.”.

Amendment of section 99

10. Section 99 of the principal Act is amended—

(a) in subsection (2) in the national language text, by substituting for the word “Perindustrian” the word “Perusahaan”;

(b) by inserting after subsection (3) the following subsection:

“(3A) No complaint concerning the conduct of any advocate and solicitor or of any pupil shall be inquired into by the Disciplinary Board after the expiration of six years from the date when the right of action to bring the complaint accrued:

Provided that where—

- (a) the complaint is based upon the fraud of the advocate and solicitor or his agent or of any person through whom he or his agent claims; or
- (b) the right of action to bring the complaint is concealed by the fraud of the advocate and solicitor or of his agent or any person through whom he or his agent claims,

the period of limitation shall not begin to run until the complainant has discovered the fraud, or could with reasonable diligence have discovered it.”; and

(c) by inserting after subsection (5) the following subsection:

“(6) For the purpose of this section, “legal firm” includes an international partnership or a qualified foreign law licensed under Part IVA.”.

Substitution of section 100

11. The principal Act is amended by substituting for section 100 the following section:

“Inquiry into application or complaint

100. (1) Where a written application or complaint is made or referred to the Disciplinary Board, the Disciplinary Board shall, if it is satisfied that—

- (a) there is no merit in the application or complaint, dismiss the application or complaint and notify the complainant and the advocate and solicitor of its decision; or

(b) there is merit in the application or complaint—

- (i) post or deliver to the advocate and solicitor concerned a copy of the application or complaint together with all supporting documents, if any, furnished to the Disciplinary Board; and
- (ii) request the advocate and solicitor to furnish his written explanation in quadruplicate together with supporting documents, if any, within fourteen days of the request or within such longer time as the Disciplinary Board may allow.

(2) Where the advocate and solicitor does not furnish his written explanation to the Disciplinary Board as requested under subparagraph (1)(b)(ii), the Disciplinary Board shall proceed to appoint a Disciplinary Committee.

(3) Where the advocate and solicitor has furnished his written explanation to the Disciplinary Board under subparagraph (1)(b)(ii), the Disciplinary Board shall review the matter and—

- (a) if it is satisfied that there is no merit in the application or complaint, dismiss the application or complaint and notify the parties accordingly; or
- (b) if it is still of the view that there is merit in the application or complaint, proceed to appoint a Disciplinary Committee.

(4) Notwithstanding subsection (2) and paragraph (3)(b), if the Disciplinary Board considers that the application or complaint may be dealt with summarily, it shall give a written notice to the advocate and solicitor to determine whether the advocate and solicitor agrees that the application or complaint be dealt with summarily.

(5) If the advocate and solicitor fails to respond within fourteen days from the date of the notice referred to in subsection (4), the Disciplinary Board shall proceed to appoint a Disciplinary Committee.

(6) If the advocate and solicitor agrees that the application or complaint be dealt with summarily, the Disciplinary Board may, having ascertained that the advocate and solicitor understands the nature and consequences of the application or complaint being dealt with summarily, proceed to do so.

(7) After dealing summarily with the application or complaint, the Disciplinary Board may impose one or more of the following penalties or punishments:

- (a) reprimand or censure the advocate and solicitor;
- (b) impose a fine—
 - (i) not exceeding five thousand ringgit on the advocate and solicitor if no cause of sufficient gravity exists for a formal inquiry; or
 - (ii) not exceeding fifty thousand ringgit on the advocate and solicitor where the advocate and solicitor has admitted to the misconduct or the material facts establishing the misconduct or where the material facts establishing the misconduct are evident and do not warrant further inquiry;
- (c) suspend the advocate and solicitor from practice or in the case of a foreign lawyer, recommend to the Bar Council for his suspension, as the case may be, for such period not exceeding five years as the Disciplinary Board deems appropriate in the circumstances; or
- (d) strike the advocate and solicitor off the Roll or in the case of a foreign lawyer, recommend to the Bar Council for the revocation of his registration.

(8) Notwithstanding subsection (7), the Disciplinary Board may also make an order of restitution of the complainant's monies if it is established that such monies were or are held by the advocate and solicitor in his professional capacity and the complainant is entitled to the return of such monies or part thereof.

(9) Before imposing any one or more of the penalties or punishments under subsection (7) or making an order of restitution under subsection (8), the Disciplinary Board shall notify the advocate and solicitor of its intention to do so and give him a reasonable opportunity to be heard.

(10) An order of restitution made pursuant to subsection (8) shall be deemed to be an order of the High Court and be enforced accordingly by the complainant.

(11) If the advocate and solicitor does not agree that the application or complaint be dealt with summarily, the Disciplinary Board shall proceed to appoint a Disciplinary Committee pursuant to section 103A.

(12) The Disciplinary Board may, at any stage after an application or a complaint has been received, require the production of such further documents or explanations from either the complainant or the advocate and solicitor or both or from such other person as the Disciplinary Board may require, and the parties to the application or complaint shall be provided with all such documents or explanations.

(13) Any advocate and solicitor or any other person who without reasonable excuse refuses or fails to produce to the Disciplinary Board any document or fails to give any information which may relate to or be connected with the subject matter of the complaint shall be guilty of an offence and shall, on conviction, be liable to a fine not exceeding two thousand ringgit or to a term of imprisonment not exceeding three months or to both.

(14) The Disciplinary Board may, at any stage of an inquiry into an application or complaint, determine that a formal inquiry is required and appoint a Disciplinary Committee accordingly.

(15) Nothing in this section shall preclude the Disciplinary Board from dismissing an application or complaint at any stage.”

Amendment of section 103

12. Section 103 of the principal Act is amended—

(a) by substituting for the shoulder note the following shoulder note:

“Effect of Disciplinary Board’s order of fine or restitution”;

(b) by substituting for subsection (1) the following subsection:

“(1) Where the Disciplinary Board has ordered a fine to be paid by an advocate and solicitor or has ordered a restitution to be made by an advocate and solicitor, such fine shall be paid or such restitution shall be made within one month from the date of the order or such further date as the Disciplinary Board may allow, and in default thereof the Disciplinary Board may order suspension of the advocate and solicitor from practice until the payment of such fine or sum to be restituted or if the advocate and solicitor is currently not in possession of a practicing certificate, order that no Sijil Annual shall be issued to him until payment of the fine or sum to be restituted is made or in the case of a foreign lawyer, recommend to the Bar Council to suspend his registration until the payment of such fine or sum to be restituted is made.”; and

(c) in subsection (2), by substituting for the words “Disciplinary Board” the words “Malaysian Bar”.

Amendment of section 103A

13. Subsection 103A(1) of the principal Act is amended—

(a) in paragraph (a), by substituting for the words “there should be a formal investigation” the words “a Disciplinary Committee ought to be appointed”; and

(b) by deleting the words “to investigate and make recommendations to the Disciplinary Board”.

Amendment of section 103B**14. Section 103B of the principal Act is amended—**

- (a) in the shoulder note, by substituting for the word “Investigation” the word “Inquiry”;
- (b) by substituting for subsection (1) the following subsection:
 - “(1) The Disciplinary Committee shall, within one month of its appointment, commence its inquiry into the written application or complaint and shall make its findings expeditiously.”;
- (c) by inserting after subsection (1) the following subsection:
 - “(1A) The Disciplinary Committee shall keep a note of the proceedings of the inquiry and submit the findings and the notes of the proceedings to the Disciplinary Board.”;
- (d) in subsection (2), by substituting for the word “investigation” wherever it appears the word “inquiry”;
and
- (e) in subsection (3)—
 - (i) by substituting for the word “lawful” wherever it appears the word “reasonable”; and
 - (ii) in paragraph (a), by substituting for the word “investigation” the word “inquiry”.

Amendment of section 103c**15. Section 103c of the principal Act is amended—**

- (a) in the shoulder note, by inserting after the word “Findings” the words “and recommendations”;
- (b) in subsection (1)—
 - (i) by substituting for the words “After hearing and investigating any matter referred to it” the words “Upon conclusion of the inquiry”;

- (ii) in paragraph (a), by inserting after the word “exists” the words “and that the application or complaint be dismissed”; and
- (iii) by substituting for paragraph (c) the following paragraph:

“(c) that cause for disciplinary action exists and is of sufficient gravity to warrant the advocate and solicitor to be subject to one or more of the following penalties or punishments:

- (i) reprimand or censure;
 - (ii) imposition of a fine not exceeding fifty thousand ringgit;
 - (iii) suspension of the advocate and solicitor from practice, or in the case of a foreign lawyer, recommendation to the Bar Council for suspension of registration, for such period not exceeding five years as the Disciplinary Committee deems appropriate in the circumstances; or
 - (iv) striking the advocate and solicitor off the Roll or in the case of a foreign lawyer, recommendation to the Bar Council for revocation of the registration of the foreign lawyer.”; and
- (c) in subsection (2), by substituting for the words “any sum found due and owing to the complainant” the words “the complainant’s monies if it is established that such monies were or are held by the advocate and solicitor in his professional capacity and the complainant is entitled to the return of such monies or part thereof”.

Amendment of section 103D**16. Section 103D of the principal Act is amended—**

- (a) in subsection (1), by inserting after the words “recommendation of the Disciplinary Committee” the words “and if the Disciplinary Board rejects the finding or recommendation of the Disciplinary Committee, the Disciplinary Board shall record the reason for the rejection”;
- (b) in subsection (2), by substituting for the words “greater punishment” the words “greater or lesser penalty or punishment”;
- (c) in subsection (4)—
 - (i) by deleting the words “under subsection (2) or any order”; and
 - (ii) by substituting for the words “subsection (3)” the words “subsection (2) or (3)”; and
- (d) by substituting for subsection (5) the following subsection:

“(5) Where the Disciplinary Board makes an order that the advocate and solicitor should make restitution to the complainant, it may stipulate the time within which such restitution ought to be made.”.

Amendment of section 103E**17. Section 103E of the principal Act is amended—**

- (a) in the shoulder note, by inserting before the word “decision” the words “final order or”;
- (b) by substituting for subsection (1) the following subsection:

“(1) Any party aggrieved by any final order or decision made by the Disciplinary Board—

 - (a) pursuant to subsection 94(4);

(b) under paragraph 100(1)(a), (3)(a) or subsection 100(7) or (8); or

(c) under section 103D,

shall have the right to appeal to the High Court within one month of the receipt of the notification of that order or decision.”; and

(c) by deleting subsections (2), (3) and (8).

New sections 103EA and 103EB

18. The principal Act is amended by inserting after section 103E the following sections:

“Objection from any decision, etc., other than final order or decision made by the Disciplinary Board

103EA. (1) Where a party is aggrieved by any decision, order, ruling or direction of the Disciplinary Committee or the Disciplinary Board, other than a final order or decision made by the Disciplinary Board referred to in section 103E, the aggrieved party may file an objection in writing in respect of any such decision, order, ruling or direction with the Disciplinary Committee or Disciplinary Board, as the case may be, within fourteen days of being duly notified of the decision, order, ruling or direction.

(2) Where the objection raised is in respect of the composition or participation of any member of the Disciplinary Committee or the Disciplinary Board, as the case may be, in meetings, proceedings or inquiries before the Disciplinary Committee or Disciplinary Board, the procedures to deal with the objection shall be as set out in the rules made under this Part.

(3) After the objection referred to in subsection (2) has been dealt with, the Disciplinary Committee or the Disciplinary Board, as the case may be, shall proceed with the inquiry or proceeding until its completion.

(4) Where the objection raised is not related to matters referred to in subsection (2), the Disciplinary Committee or Disciplinary Board, as the case may be—

- (a) shall make such decision, order, ruling or direction on the objection as it deems just; and
- (b) shall proceed with the inquiry or proceeding until its completion.

(5) Where the inquiry or proceeding referred to in subsection (3) and paragraph (4)(b)—

- (a) is before the Disciplinary Committee, after the completion of the inquiry or proceeding, the Disciplinary Committee shall make its recommendation to the Disciplinary Board pursuant to section 103c; or
- (b) before the Disciplinary Board, after the completion of the inquiry or proceeding, the Disciplinary Board shall make its order or decision pursuant to section 103b.

(6) The order or decision of the Disciplinary Board under paragraph (5)(b) shall be suspended from coming into effect for thirty days from the date of the order or decision or to such further time as the Court may allow to enable an aggrieved party to apply to the Court for a review.

(7) If an aggrieved party does not apply for review, the order or decision of the Disciplinary Board shall take effect immediately upon the expiration of the period of thirty days.

(8) Nothing in this section shall preclude an aggrieved party from raising any objections under this section as grounds of appeal in any appeal he may file under section 103E.

Costs against frivolous or vexatious application or complaint

103EB. (1) Where the Disciplinary Board—

- (a) determines that the application or complaint be dismissed under paragraph 100(1)(a) or (3)(a) or subsection 103D(1); and

(b) further records the opinion that the application or complaint was frivolous or vexatious,

the advocate and solicitor may, by originating summons to be heard before a judge, ask the Court to order that costs of the application or complaint shall be paid by the person who made the application or complaint.

(2) After hearing the summons, the Court may determine the quantum of such costs, and may order that those costs or any part thereof shall be paid by that person.

(3) Any order made by the Court pursuant to this section shall be enforceable in the same manner as any other order for costs made in proceedings in the Court.”.

Amendment of section 105

19. Paragraph 105(5)(b) of the principal Act is amended in the English language text by deleting the words “or investigation”.

Amendment of section 107

20. Section 107 of the principal Act is amended—

(a) by deleting subsection (4); and

(b) by substituting for subsection (5) the following subsection:

“(5) Any appeal against the decision of the High Court shall lie to the Court of Appeal and thereafter to the Federal Court.”.

Saving and transitional provisions

21. (1) The Chairman and members of the Disciplinary Board appointed immediately before the commencement of this Act shall, upon the commencement of this Act, continue in their appointment until the expiry of the term of their appointment or 5 July 2013, whichever is the earlier.

(2) The previous term or terms of appointment of the Chairman and members of the Disciplinary Board appointed before the commencement of this Act shall not be taken into account for the purposes of computation of limitation of term of appointment under this Act.

(3) Where on the date of coming into operation of this Act appeals under section 103E were pending before the High Court, the Court of Appeal or the Federal Court, as the case may be, the proceedings shall be continued under and in conformity with the provisions of section 103E as amended by this Act; but where on the coming into operation of this Act any appeal was in the course of being heard but no order or decision had been made on the appeal, the proceedings shall continue under the provisions of the principal Act applicable to those proceedings immediately before the date of coming into operation of this Act.

(4) Where on the date of coming into operation of this Act, disciplinary proceedings were pending before the Disciplinary Board, the proceedings shall continue under the provisions of the principal Act applicable to those proceedings immediately before the date of coming into operation of this Act and the Disciplinary Board may make such order or decision as it could have made under the authority vested in it under the principal Act immediately before the date of coming into operation of this Act.

(5) Any written application or complaint concerning the conduct of any advocate and solicitor or of any pupil referred to the Disciplinary Board before the date of coming into operation of this Act shall be dealt with under the provisions of the principal Act applicable to disciplinary proceedings immediately before the date of coming into operation of this Act.

